

平成25年第3回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年9月11日(水曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 報告第 1号 平成24年度長南町健全化判断比率について
- 日程第 7 報告第 2号 平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
- 日程第 8 報告第 3号 平成24年度長南町ガス事業会計資金不足比率について
- 日程第 9 議案第 1号 地方税における延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について
- 日程第10 議案第 2号 諸収入金督促手数料及延滞金徴収並に滞納処分施行条例の一部を改正する条例等の
制定について
- 日程第11 議案第 3号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 4号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 5号 平成25年度長南町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第 6号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第 7号 平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第 8号 平成25年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第 9号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第18 議案第10号 平成25年度長南町ガス事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 認定第 1号 平成24年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 2号 平成24年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 3号 平成24年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第 4号 平成24年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第 5号 平成24年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第 6号 平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第 7号 平成24年度長南町ガス事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	大倉正幸君	2番	鈴木喜市君
3番	森川剛典君	4番	小幡安信君
5番	板倉正勝君	6番	左一郎君
7番	加藤喜男君	8番	仁茂田健一君
9番	丸島なか君	10番	松崎勲君
11番	石井正己君	12番	丸敏光君
13番	古市善輝君	14番	松崎剛忠君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藤見昌弘君	副町長	葛岡郁男君
教育長	片岡義之君	会計管理者	岩崎利之君
総務課長	石橋弘道君	総務室長	田中英司君
企画財政室長兼 政策室長	常泉秀雄君	住民課長	野口喜正君
税務住民室長	唐鎌幸雄君	保健福祉室長	荒井清志君
事業課長	麻生由雄君	産業振興室長	岩崎彰君
農業推進室長	御園生明君	地域整備室長	松坂和俊君
ガス事業室長	墨田好美君	教育課長	蒔田民之君
学校教育室長	浅生博之君	生涯学習室長	石野弘君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田邊功一	書記	杉崎武人
書記	片岡勤		

○議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長からご挨拶がございます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成25年第3回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれまして、公私ともご多用の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今年の夏は、8月中の猛暑日が続く中、場所によっては気象庁の観測史上初めて最高気温41度を記録したり、35度以上の連続猛暑が4日以上続くなど、非常に暑い季節となりました。また、今までにない大雨が短時間に降り記録的な大雨となったり、例年になく竜巻の発生など、日本列島の各地で異常気象による災害が起きております。町にも大きな災害等が来なければよいと願うばかりでございます。

また、2020年には56年ぶりに東京オリンピック、パラリンピックの開催が決定されました。これは、まさに日本国民にとってかけがえのない喜びとなり、日本経済もこれを契機として、また大きく羽ばたく明るい希望の道筋が見え、国全体として一層の弾みがつくものと期待しているところでございます。

さて、平成25年度も上半期が過ぎようとしておりますが、計画しております事務事業につきましては、皆様方のご理解、ご協力をいただく中で順調に推移しているところでございます。

皆様方のご理解をいただく中で着手いたしました保育所遊戯室改修工事においては、地盤改良工事を終え基礎工事に入っている段階で、おおむね予定どおり順調に進んでいるところでございます。竣工工期につきましては、3月10日には完成し、卒園式は新しい場所でとり行う予定でおります。

また、花火大会には、圏央道開通記念を冠に、花火の規模は多少小さくなりましたが、色鮮やかに長南町特有の打ち上げ音を山合いに響かせ、約3,000発の花火が打ち上げられ、お客様の気持ちを和ませ、来場者数は約4万2,000人の出足となり、盛況のうち成功裏に終了いたしました。これもひとえに、関係者、議員皆様方のご協力によるものと感謝申し上げます。

さて、本定例会でご審議をお願いいたします案件につきましては、報告3件、町条例の一部改正4件、補正予算6件、平成24年度各会計決算認定7件、人事案件1件の計21件でございます。

議員の皆様方におかれまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、ごあいさついたします。
よろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（松崎 勲君） ただいまから平成25年第3回長南町議会定例会第1日目を開会します。

（午前 9時04分）

◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松崎 勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

1番 大 倉 正 幸 君

2番 鈴 木 喜 市 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松崎 勲君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、加藤喜男君。

〔議会運営委員長 加藤喜男君登壇〕

○議会運営委員長（加藤喜男君） ご指名いただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は去る9月2日に開催し、平成25年第3回定例会の議会運営について協議、検討いたしました。

本定例会に付議される事件は、報告3件、議案10件、各会計決算認定7件、同意1件の計21議案であり、一般質問については7人の議員が行う予定です。

本委員会では、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日11日から18日までの8日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の方式につきましては、引き続き試行的に要旨ごとの一問一答で行うことにいたしました。

また、平成24年度長南町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、特別委員会を設置し、これに付託して詳細に審査すべきであるとの結論に達しました。詳細な日程等につきましては、お手元に配付しました平成25年第3回長南町議会定例会日程概要のとおりです。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松崎 勲君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松崎 勲君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日11日から18日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日11日から18日までの8日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松崎 勲君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から報告3件、議案10件、認定7件、同意1件の送付があり、これを受理しましたので報告します。なお、受理した議案等についてはお手元に配付したとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告のありました平成25年5月分、6月分、7月分の例月出納検査結果並びに議長等が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告は終わります。

◎行政報告

○議長（松崎 勲君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） それでは、行政報告を2点ほどいたします。

まず1点目は、青パトの寄贈の関係でございます。

青パトの寄贈を夢まるふぁんど委員会からの、青パトの軽を寄贈していただきました。夢まるふぁんど委員会というのは、千葉日报社、千葉テレビ放送、ベイエフエム、千葉県遊技業協同組合の4者が協力して、夢まるふぁんど基金というものを積み立てております。そして、平成17年から地域社会貢献事業としてスタートいたしました。事業内容は、文化・国際事業あるいは福祉事業、地域振興事業の3本を柱とし、今回は県内ボランティアなどの地域振興事業の一環として公共的な社会貢献活動を行っている団体、組織の支援として、長南町に夢まる防犯パトロールカーとして青パトの軽自動車は10月30日に寄贈される予定でございます。

なお、寄贈後の使用方法につきましては、現在中学校で、中学生の帰宅時間に合わせ、事故の未然防止、あるいは犯罪に巻き込まれないよう安全に帰宅できることなどを目的に、先生方が毎日パトロールを実施しておるといことでございます。そういった状況を鑑み、中学校のほうに専用にお使いいただくように、中学校のほうへ貸し出しをしたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解、ご協力の上、よろしくお願いいたします。

次に、2点目としまして、職員の採用関係について申し上げます。

本年度の職員採用試験の関係につきましては、8月16日に応募を締め切り、その状況は、保健師については2名の応募があり、一般職については27名の申し込みがありました。

7月号広報ちょうなん等によるお知らせで、長南町のために働いてくれる意欲のある職員を募集するというような記事を掲載いたしました。そして、募集した結果、今年は、試験の方法としては、県下の市町村職員統一試験により採用試験をとり行いたいと思います。

なお、今後の日程については、1次試験が9月22日、2次試験については11月中旬ごろを予定しております。そういったことで、よろしくお願いいたします。

以上、2点行政報告をいたしました。よろしくどうぞお願いします。

○議長（松崎 勲君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第1号～報告第3号の上程、説明

○議長（松崎 勲君） 日程第6、報告第1号 平成24年度長南町健全化判断比率についてから、日程第8、報告第3号 平成24年度長南町ガス事業会計資金不足比率についてまでを一括して報告を求めます。

報告第1号の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

〔企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇〕

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） おはようございます。

それでは、報告第1号 平成24年度長南町健全化判断比率についてご説明申し上げます。

議案書では1ページ、2ページとなりますけれども、内容につきましては、お配りしてございますお手元の平成24年度長南町健全化判断比率説明資料によりましてご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

健全化判断比率につきましては、平成19年度に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行、公布されまして、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するとともに、公表することが義務づけられております。この規定に基づきまして、本定例会におきましてご報告させていただくものでございます。

1ページ目をお願いいたします。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率がございまして、この4つの指標をもちまして、地方公共団体の財政が健全であるかどうかを判断するものでございます。

結論から申し上げますと、4つの指標ともに全て早期健全化の基準を下回っており、適正なものであるとのご意見をいただいたところでございます。

それでは、個別の指標についてご説明申し上げたいと思っております。

平成24年度の長南町健全化判断比率でございますけれども、①の実質赤字比率、②の連結実質赤字比率は、平成24年度には赤字となった会計はございませんでしたので表示がされておられません。③の実質公債費比率は13.6%、④の将来負担比率は103.4%と、いずれも早期健全化基準の数値25%と350%を下回っているところでございます。なお、この早期健全化基準を上回りますと財政健全化団体に指定されまして、財政健全化の計画を策定し、自助努力で財政再建に取り組むこととなります。また、一番右の欄の財政再生基準の数値を上回りますと、財政再生団体に指定されまして、国の管理下で財政再建を目指すこととなります。

少し飛びますが、4ページをお開きいただきたいと思います。

連結実質赤字比率等の状況でございますけれども、表の左上でございますが、一般会計と笠森霊園事業特別会計とを合わせました普通会計の実質赤字比率となります。実質的な赤字が生じておりませんので、黒字とな

っておりますので、負の値で表示されます。黒字でございますので、赤字比率としては表示されません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは全ての会計を合算した地方公共団体全体の赤字の比率でございます。左下の国民健康保険特別会計から右中段の農業集落排水事業特別会計まで全ての会計が黒字でございますので、これも赤字比率として表示されることはございません。

次に、5ページ目に移りますけれども、実質公債費比率の状況でございますが、地方公共団体の標準財政規模に対する公債費の割合を示す指標でございます。簡単に申し上げますと、町の1年間の収入のうちどのくらいの割合を借金返済に充てているかを示す指標でございます。

右の下のほうでございますけれども、計算式を記載してございますが、この計算式を用いまして、平成22年度、23年度、24年度のそれぞれの実質公債費比率を計算しまして、平均した数値が13.6%となります。これが平成24年度決算の実質公債費比率でございます。前年度と比較いたしまして1.2ポイント低下いたしました。この比率は、過去の施設の整備や基盤整備等が影響しておりますために、短期間に急激に数値を引き下げることとはなかなか難しい比率となっておりますけれども、償還額の大きかった県営かんがい排水事業の負担金でございますとか、長生広域市町村圏組合をはじめとする一部事務組合が借り入れた地方債に係ります負担金の額が少しずつ減少してきておりますので、徐々にではあります実質公債費比率は減少傾向にあります。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。将来負担比率の状況でございます。

地方公共団体が将来に向けて支払っていく負債としては、地方債や債務負担行為だけではなく、職員の退職手当や一部事務組合での負債、公営企業会計等の負債などがございます。このように、将来見込まれる全ての負債を含めまして、現時点で想定される将来の負担額を標準的に入ってくる収入と比較したものが将来負担比率となります。

表の一番左、一番上の一番左でございますけれども、地方債の現在高でございますけれども、平成23年度と比較いたしまして1,499万6,000円減少して、41億2,220万7,000円となっております。

次の列が債務負担行為の残高でございます。内訳といたしましては、南部開発公社分で6億7,383万7,000円、その他分で2億7,005万5,000円、合わせまして9億4,389万2,000円でございます。平成23年度と比較いたしますと8,157万7,000円減少しております。

次の列の公営企業債につきましては、農業集落排水事業に係るものでございます。次の組合負担では、九十九里水道企業団並びに長生郡市広域市町村圏組合に係るもの、最後の退職手当の関係でございますが、現在在職している職員が年度末に一斉に退職した場合の退職手当額となっております。

これらの負担額を標準財政規模で割り返しますと103.4%、右下にございますが103.4%となり、標準的に町に1年間に入ってくる年収に対してほぼ同額の将来負担があるということになっております。前年度、平成23年度と比較いたしますと20.5ポイント減少しております。

以上で長南町におきます平成24年度決算の健全化判断比率についてのご報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで報告第1号の説明は終わりました。

報告第2号の説明を求めます。

産業振興室長、岩崎 彰君。

〔産業振興室長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興室長（岩崎 彰君） それでは、報告第2号 平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率についてご報告申し上げます。

同じく別紙資料の平成24年度長南町健全化判断比率説明資料によりまして、説明させていただきたいと思えます。

資料の7ページをごらんいただきたいと思えます。

法非適用企業の場合の資金不足比率は、(9)の欄の資金不足比率を(12)の欄、事業の規模で除した数値が資金不足比率となります。具体的な数字で申し上げますと、表の(1)歳出額2億1,493万円から(3)歳入額2億1,842万7,000円を引きますと、(6)のマイナス349万7,000円となります。この欄でマイナス数字となりますので、これは負債より現金あるいは預金などの資産が多いことになり、資金不足を生じていないということになります。

比率の算出でございますが、(8)の資金不足額・剰余額（連結実質赤字比率）の欄では剰余額が349万7,000円となりますので、(9)の資金不足額（資金不足比率）の欄はなしとなります。(10)の欄の営業収益の額マイナス受託工事収益の額は4,158万5,000円となりまして、この額が(12)の事業費の規模となります。表の右、一番右側になりますが、初めに申し上げましたとおり資金不足比率の欄(9)を割りますと、資金不足比率は資金不足額がないため、比率がなしとなります。

以上、雑駁な説明でございますけれども、平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計における資金不足比率のご報告とさせていただきます。

○議長（松崎 勲君） これで報告第2号の説明は終わりました。

報告第3号の説明を求めます。

ガス事業室長、墨田好美君。

〔ガス事業室長 墨田好美君登壇〕

○ガス事業室長（墨田好美君） それでは、報告第3号 平成24年度長南町ガス事業会計資金不足比率についてご報告させていただきます。

説明資料の8ページをごらんください。

企業会計の資金不足比率の算出方法は、流動負債から流動資産を引いた額を営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額で割った数字が資金不足比率となります。

表の中の数字でご説明いたしますと、表の(1)の流動負債でございますが、未払い金など6,130万4,000円から(3)の流動資産、現金預金などの2億4,615万円を引きますと、この(6)のマイナス1億8,484万6,000円となります。ここでマイナスの数値となりますが、これは負債の額よりも現金預金などの資産の額のほうが多いので、資金不足を生じていないということになります。

次に、比率の算出でございますが、(8)の資金不足額・剰余額の欄では、現金預金などの剰余金が1億8,484万6,000円となりますので、(9)の欄の資金不足額はなし。(10)の欄の営業収益の額マイナス受託工事収益の額は4億8,786万2,000円となり、この金額がそのまま(12)の事業の規模となりまして、表の一番右側の資金不足比率の欄(9)割る(12)は、資金不足を生じていないため数値はなしということになります。

なお、ガス事業における資金不足比率、経営健全化基準は20%となっております。

以上、大変雑駁ではございますが、平成24年度長南町ガス事業会計における資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（松崎 勲君） これで報告第3号の説明は終わりました。

以上で報告第1号から報告第3号までの説明は終わりました。

◎議案第1号～認定第7号の上程、説明

○議長（松崎 勲君） 日程第9、議案第1号 地方税における延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第25、認定第7号 平成24年度長南町ガス事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） それでは、議案第1号から逐次説明をさせていただきます。

議案第1号 地方税における延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律の改正に伴い複数の関係条例が改正するケースとなるので、関係する3本の条例を整理に関する条例として組み込み、同時に条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第2号 諸収入金督促手数料及延滞金徴収並びに滞納処分施行条例等の一部を改正する条例等の制定についてでございますが、議案第1号と同様に、地方税法の一部を改正する法律の改正に伴い、複数の関係条例が改正するケースとなり、表題を中心として関係する6本の条例が準用規定で一部改正することとなるため、代表となる諸収入金督促手数料及延滞金徴収並びに滞納処分施行条例等の中に組み込み、同時に条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本年の税制改正にかかわる政令、省令の改正につきましては、時間的なことから、国からは2回にわたって公布がされたところですので。急施を要するものについては3月に公布され、既に5月の議会臨時会におきましてご承認いただいたところです。今回お願い申し上げますのは6月に公布されましたもので、金融所得課税の一体化等の推進並びに住民税における公的年金からの特別徴収制度の見直しの関係で改正が必要となりましたので、ご提案申し上げますものであります。

次に、議案第4号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、長南町税条例の一部を改正する条例の改正理由と同じく、国においては金融所得課税の一体化をさらに推進するため法令等の整備が行われ、これに伴い長南町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案させていただくものでございます。

次に、議案第5号 平成25年度長南町一般会計補正予算（第2号）についての理由を申し上げます。今回の補正の主な内容につきまして、人事異動に伴う人件費、また今年度の決算を見込んだ中での追加あるいは減額、急を要する施設の修繕、物品の購入、さらには計画等の作成及び修正についてお願いをするものでございます。

総務費では夢まるふぁんど委員会から寄贈される夢まる防犯パトロールカーの登録に関する費用、防災行政無線屋外子局新設工事、マスコットキャラクター関連グッズ作製経費及び税等の還付金の追加を、民生費では国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金並びに福祉タクシー導入補助金を、衛生費では後期高齢者健康診査委託料の追加を、農林水産業費では鳥獣被害防止対策協議会補助金の追加を、商工費では山内ダム修景、景観を改修する構想委託料を、土木費では道路維持工事費及び単独道路改良工事費の追加並びに都市計画マスタープランの修正委託料を、消防費では消防本部、中央消防署の改修工事の追加をお願いするものでございます。教育費では事務局職員の休暇に伴う臨時職員の雇用経費及び体育施設の修繕経費を、諸支出金では奨学金への繰出金をお願いするものでございます。

財源については、農林水産業費分担金、土木費分担金、国庫支出金、県支出金、介護保険特別会計繰入金、前年度繰越金及び諸収入を充当して編成いたしました。

次に、議案第6号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、人件費の補正とあわせて、前年度に超過交付を受けた支払基金交付金の返還金及び一般被保険者保険税還付金等に不足が生じたので追加補正をお願いするものでございます。

次に、議案第7号 平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、前年度に超過交付を受けた支払基金交付金の返還金及び精算に伴う一般会計への繰出金、また、人事異動に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。

次に、議案第8号 平成25年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費と墓所沈下防止対策工事費の追加補正をお願いするもので、財源につきましては平成24年度の繰越金を充てるものでございます。

次に、議案第9号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、給与条例の改正により、給与月額1%の減額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第10号 平成25年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）については、人件費の補正とあわせて、圏央道工事に伴いガス管が仮設配管となっていることから、新設された町道への移設工事費負担金及び工事費、メーター購入費の増額をお願いするものでございます。

次に、認定第1号 平成24年度長南町一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額45億6,542万8,878円で、前年度と比較すると2,354万2,894円、0.5%の減となりました。歳出総額は44億1,153万4,700円で、前年度比9,303万499円で、2.2%の増となりました。

歳入については、町税、地方交付税が減額となる一方、繰入金、繰越金が増額となりました。歳出については、農林水産業費において地域農業整備事業補助金並びに圃場整備工事が実施されたことによる増が主な要因となっております。

この結果、歳入歳出差し引き額は1億3,035万1,284円でございますが、繰越明許費の設定による翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は1億171万1,284円でございます。

次に、認定第2号 平成24年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、後期高齢者医療保険への移行者がおる中で、給付費については過去の推移等を見込み、前年度の繰越金を活用する中で国保税の見直しを行い、会計の安定運営に努めたところでございます。

歳入では、保険税をはじめ、国・県からの支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金等を合わせた歳入総額は13億3,459万2,721円、前年度と比較し12.1%の増となりました。歳出では、保険給付費の伸びにより、歳出総額は12億2,453万9,331円で、前年度比10.9%の増となり、歳入歳出差し引き額は1億1,005万3,390円でございます。

次に、認定第3号 平成24年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定でございますが、後期高齢者医療の市町村の主な事務といたしましては、財源の保険料徴収及び申請書の受け付け・提出等の窓口業務となっております。後期高齢者医療制度も5年目となり、引き続き制度の周知を図り、運営に努めてきたところでございます。

歳入では、保険料と一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金及び事務費繰入金等と連合会からの賦課徴収事務委託金など合わせた歳入総額9,334万5,698円で、前年度比1.8%の減となりました。歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金と電算委託等の事務経費でございまして、歳出総額は9,209万8,647円で、前年度比2%の減となり、歳入歳出差し引き額は124万7,051円でございます。

次に、認定第4号 平成24年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、高齢化率の上昇とともに、要介護認定者も増加する傾向にあります。

歳入では、介護保険料をはじめ、国・県負担金、支払基金交付金、一般会計繰入金等を合わせた歳入総額は10億4,934万5,000円で、前年度比4.2%の増となりました。歳出では、居宅介護サービスの短期入所や訪問リハビリステーションの利用者の増により給付費が増加したものの、施設介護サービスで介護療養型施設の事業を廃止した業者があったことに伴い、保険給付費全体では前年度比3%の減となり、歳出総額は10億766万6,263円で、歳入歳出差し引き額は4,167万8,737円でございます。

次に、認定第5号 平成24年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、墓所全体の維持管理を中心に事業の健全な運営と墓所使用者へのサービス向上に努めているところでございます。平成24年度は墓参者の利便性を図るため、今後の排水対策としまして、暗渠排水工事等を実施しました。決算につきましては、歳入総額6,786万7,986円、歳出総額6,163万5,272円であり、歳入歳出差し引き額は623万2,714円となっております。今後も霊園利用者の利便性の向上とともに園内の景観整備に努めてまいります。

次に、認定第6号 平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、平成24年度末の加入状況は3地区合計で1,069戸、また接続戸数は851戸となっており、接続率は前年度比0.6%増の79.6%となりました。歳入総額は2億1,842万7,288円、歳出総額は2億1,493万252円であり、歳入歳出差し引き額は349万7,036円となっております。今後、さらに接続率の向上を図り、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、認定第7号 平成24年度長南町ガス事業会計決算認定についてでございますが、平成24年度の販売量は、家庭用、商業用で2.4%の減となりましたが、工業用が5.1%増となり、全体では前年度と比較すると0.7%の増となりました。また、収益的収入は5億4,211万8,383円、収益的支出は5億3,639万2,541円となり、損益計算といたしまして12万7,163円の損失とさせていただいたところでございます。

以上、議案第1号から認定第7号まで一括提案理由を申し上げますが、詳細につきましては担当の室長から説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終

わかります。

○議長（松崎 勲君） これで提案理由の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時5分を予定しております。

（午前 9時51分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時06分）

○議長（松崎 勲君） 議案第1号の内容の説明を求めます。

住民課長、野口喜正君。

〔住民課長 野口喜正君登壇〕

○住民課長（野口喜正君） 改めまして、おはようございます。

それでは、早速でございますけれども、議案のほうを説明させていただきたいと思います。

議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 地方税における延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

8ページをお開き願いたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますけれども、地方税法の一部改正の法律が平成25年法律第3号で、平成25年3月30日に公布され、その中で延滞金の利率に関する見直しが行われました。この見直しに伴いまして、第1条で長南町介護保険条例の一部改正、第2条で長南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正、第3条、9ページのほうになりますけれども、第3条で長南町奨学金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

参考資料のほうを見ていただきたいと思います。参考資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

内容につきましては、参考資料の改正案のほうでご説明をさせていただきます。

まず、第1条の長南町介護保険条例の一部を改正する条例の内容でございますけれども、左の改正案のほうを見ていただきたいと思います。介護保険条例の附則で延滞金の割合の特例、6条中第1行目の下線部、「年14.6%の割合及び」を加えるものでございます。これにつきましては、地方税法の改正に準ずるものでございます。

2行目の各年の特例措置、特例基準割合の後に括弧書き下線部がありますが、当該年の前年に租税特別措置法、以下内容がございますけれども、これは改正案では租税特別措置法により告示された割合に1%を加算した割合となるものでございます。右側の現行のほうでございますけれども、現行では日本銀行法で定められた商業手形基準割引率に4%を加算した割合でありました。それを今回改めるものでございます。

次に、改正案、左の改正案のほうでございますけれども、5行目から「年14.6%の割合にあつては」以下の下線の内容でございますが、これ以下については2つの内容の改正案となっております。

まず、1つ目でございますが、納期限経過後1カ月、経過後の延滞金の率が現行附則では14.6%となってお

りますが、7.3%に特例基準割合を加えたものに改めるものでございます。現時点での特例基準割合は2%でありますので、7.3%に2%を加え9.3%となるものでございます。

2つ目といたしましては、納期限の翌日から最初の1カ月間につきましては、現行では4.3%となっているものを1%に、特例基準割合、2%でございますけれども、加えるものでございます。ただし、7.3%と比較して小さいほうを適用するものというふうになっております。現時点での特例基準割合は2%でありますので、1%に2%を加え、3.0%へ改正するものでございます。

続きまして、第2条の長南町後期高齢者医療に関する条例の改正でございますが、次のページ、1枚お開き願います。2ページになります。

この第1条の長南町介護保険条例の一部改正で説明した内容と全く同じ内容で、延滞金利率の一部改正でございますので、この内容につきましては、先ほどの介護保険条例の一部改正の中での説明にかえさせていただきたいと存じます。

続きまして、第3条、長南町奨学金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正でございますが、参考資料の3ページの下の方になりますけれども、延滞金の利息につきましては、本則7.3%を、今回附則により延滞金の割合の特例により、納入日までの利率を1%に特例基準割合を加えるものとする、ただし、7.3%と比較して小さいほうを適用するものというふうな内容でございます。現時点での特例基準割合は2%でありますので、1%を加え3.0%へ改正するものでございます。

それでは、議案書の9ページのほうにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、1項の施行期日でございますが、平成26年1月1日から施行するものでございます。2項で長南町介護保険条例の一部改正に伴う経過措置、また、3項で長南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、それぞれこの条例の施行日以降に適用するもので、施行日以前につきましては延滞金につきましては、従前の例によるものでございます。

以上、議案第1号 地方税における延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理についての説明とさせていただきます。

大変雑駁な説明でございますけれども、ご審議を賜りご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号の内容の説明を求めます。

総務課長、石橋弘道君。

〔総務課長 石橋弘道君登壇〕

○総務課長（石橋弘道君） それでは、議案第2号のご説明をさせていただきます。

議案書の10ページをお開きください。

諸収入金督促手数料及延滞金徴収並に滞納処分施行条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

それでは、内容の説明に入らせていただきますので、議案書は隣の11ページをお開きください。あわせまして、参考資料につきましては、4ページをごらんいただきたいと存じます。

この諸収入金督促手数料及延滞金徴収並に滞納処分施行条例等の一部改正する条例の制定についてござい

ますが、まず制定の趣旨ですが、ただいまの議案第1号と同様の理由によるもので、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、その中で、延滞金の利率に関する見直しが行われましたことに伴い、地方税法における延滞金の割合に準ずる形で条例の定めを規定しているために、今回延滞金の利率の一部改正を行うものでございます。

本町の条例の中で、徴収する分担金と使用料、そして過入金手数料及び過料、さらにその他の収入としての諸収入を定期内に納めない場合における督促延滞金の徴収及び滞納処分の施行に関することにつきまして、6本の条例がこの条例を中心として準用規定で改正することとなりますので、これら同様の趣旨によるものをグループ化させて、代表となるこの諸収入金督促手数料及延滞金徴収並に滞納処分施行条例等の中に組み込み、同時に関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

関係する6本の条例でございますが、議案書の11ページをごらんいただきたいと思います。まず、1本目が初めの第1条にあります代表となる条例で、諸収入金督促手数料及延滞金徴収並に滞納処分施行条例の一部改正です。2本目が、一番下の段になりますけれども、長南町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正でございます。3本目が次の12ページになりますけれども、長南町笠森霊園条例の一部改正でございます。4本目が次の長南町準用河川占用料に関する条例の一部改正でございます。5本目が次の長南町道路占用料に関する条例の一部改正でございます。最後の6本目が次の13ページになりますが、長南町法定外公共物の管理に関する条例の一部改正となります。この6本の条例をグループ化させまして、1本の条例として一部改正をお願いするものでございます。

それでは、内容の説明に入らせていただきますので、議案書は11ページにお戻りください。

第1条諸収入金督促手数料及延滞金徴収並に滞納処分施行条例の一部改正。諸収入金督促手数料及延滞金徴収並に滞納処分施行条例（昭和30年長南町条例第46号）の一部を次のように改正するものです。

題名を次のように改めるとしてございます。ここで参考資料の新旧対照表の4ページをごらんいただきたいと思います。

まず、諸収入金督促手数料及延滞金徴収並に滞納処分施行条例の一部を改正する条例でございますが、現行の条例が昭和30年に施行されたもので、条文の表現が古くなっており旧送り仮名遣いとなっております。送り仮名が入っていないため非常にわかりにくい表現となっております。改正案では題名もわかりやすくするため、下線を引いてある部分では平仮名を加えてわかりやすく題名を改正させていただくものでございます。

次に、第1条の目的でございますけれども、改正案では下線を引いてある部分の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という）第231条の3の規定に基づく新法の根拠条項を加え、分担金、使用料、加入金、手数料の間に読点を加えてわかりやすくさせていただきました。

第3条の延滞金では、現行では下線の部分が1日4銭という日歩の表現となっておりますけれども、昭和45年に公布されました利率等の表示の年利建て以降に関する法律により、利息を日歩で定める制度は、全国一律に年利率で定める制度に変更となりましたけれども、これにつきまして改正漏れとなっておりますので、これを今回改正案でも日数に応じ年14.6%に改め、年利率の表現に改正させていただくものでございます。

第4条につきましては、滞納処分では表現を手厚くわかりやすくするため改正させていただきました。

附則では、第3号を新たに加えさせていただきました。この附則第3号が、地方税法の改正に伴い準用規定

で延滞金の利率の一部改正を行うこの条例の一部改正の一番のポイントとなる部分でございます。

附則第3号の内容でございますけれども、延滞金の利率が1カ月間までは、本則では7.3%のところを3%に、1カ月間を経過した場合の延滞金の利率が、本則では14.6%のところを9.3%とすることを当分の間引き下げる内容を規定したものでございます。

議案書に戻っていただきまして11ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、ただいまご説明いたしました附則第3号は、この議案の条文では第4条滞納処分の第3号として規定させていただいております。

次に、2本目となります長南町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正でございますが、議案書の次の12ページになりますけれども、第8条延滞金で、土地改良事業の分担金を徴収する際の延滞金については、ただいまご説明いたしました諸収入金督促手数料及延滞金徴収並に滞納処分に関する条例第3条及び附則第3項の規定を準用して延滞金を徴収する内容となっております。

次の3本目の長南町笠森霊園条例の一部改正と4本目の長南町準用河川占用料に関する条例の一部改正と5本目の長南町道路占用料に関する条例の一部改正、そして最後、6本目の長南町法定外公共物の管理に関する条例の一部改正につきましても、諸収入金や使用料等の延滞金につきましても、諸収入金督促手数料及延滞金の徴収並に滞納処分に関する条例第3条及び附則第3項の規定を準用して延滞金を徴収する旨を規定した内容となっております。

議案書の13ページを見ていただきたいと思っておりますが、附則といたしまして1項施行期日でございますけれども、この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。

2項でございますけれども、長南町県営土地改良事業の分担金と長南町準用河川の占用料と長南町法定外公共物の手数料等の延滞金の徴収については、この条例の施行日以降に適用するもので、施行日以前についての延滞金の徴収については今までどおりであることの経過措置の規定を設けるものでございます。

以上で、議案第2号 諸収入金督促手数料及延滞金徴収並に滞納処分施行条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

雑駁な説明でございましたが、ご審議いただきましてご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これにて議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号及び第4号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、唐鎌幸雄君。

〔税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇〕

○税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第3号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、先ほど町長のほうから提案理由の説明で申し上げましたので、早々内容の説明に入らせていただきます。

なお、説明が前後する場合がありますので、ご了承いただきたいと存じます。

今回の改正の主な内容は、公的年金等から町民税の特別徴収を行う際の一部見直しが行われたこと、さらには、金融所得課税の一体化をさらに推進するため、税率等の違いに左右されず金融商品を選択できるよう、課税方式の均衡化が図られ、また、金融商品間の損益通算範囲が拡大されたことが大きな改正点であります。

それでは、議案書の15ページ、14ページからになります。お開きいただきたいと存じます。新旧対照表では、参考資料の11ページから28ページまでになります。

初めに、第47条の2の関係でございますけれども、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収に当たり、納税義務者が町外に転出した場合においても、その年度分については特別徴収を継続することとする法令の改正に伴います除外規定の見直しであります。

次に、47条の5の改正の関係でございますが、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しがされ、年によって控除内容の相違によって免税額が変動することとなってもなるべく前年度との平準化を図ることとされたところです。具体的には、年度当初の4月から9月までの期間、前年度と同額仮徴収されていたものを、前年中の公的年金等に係る税額の2分の1の額とされたものでございます。

次に、新旧対照表では12ページ中段からとなります。

附則第6条の居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除並びに附則第6条の2の特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の関係でございますけれども、後ほど附則20条の2の規定が附則第20条に繰り上げられます関係で、引用条文の整備をさせていただくものでございます。

次に、附則7条の4の関係ですが、寄附金税額控除における特例控除額の特例の関係でございます。これもただいまご説明しました附則第20条の2の規定が繰り上げられます関係で、条項等の整備に伴います改正でございます。

次に、新旧対照表では14ページからになります。

附則第16条の3の関係ですが、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例の規定であり、上場株式等に係る譲渡所得等の課税の方法につきまして、特定公社債、これは国債とか地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債等、一般公社債とは異なるものでございますけれども、この利子が対象に追加されたことに伴いまして、所要の規定の整備をさせていただくものでございます。

次に、議案書16ページの3行目、新旧対照表では15ページ中段からとなります。

附則第19条の関係でございます。株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の関係です。一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に組みかえられたと、法律で組みかえられたということに伴います所要の規定の整備となっております。

次に、19条の2、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の規定は削除させていただき、新たに上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定を定めさせていただくものでございます。これは上場株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が新設されたことに伴い、規定が新設されたものであります。

議案書16ページ、一番下の行、新旧対照表では、17ページ中段からとなります。

附則19条の3から附則20条までの規定につきましては、今回の金融所得課税の一体化等の変更に伴い、削除させていただくものでございます。新旧対照表では17ページ中段から22ページまでになりますけれども、そこは削除させていただくという形になります。

次に、議案書、附則第20条の2、新旧対照表では23ページになります。20条の2、議案書では17ページです。

20条の2、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定は、附則第20条として繰り上げをさせていただき、本文中、その条項を引用している部分がありますので、その部分を改正させていただくものであります。

次に、20条の3の関係の先物取引等の差金等決済に係る損失の繰越控除の規定でございますが、新たに損益通算範囲が拡大されたことに伴いまして、これは削除させていただくというものであります。

次に、新旧対照表では25ページとなります。

附則第20条の4の関係でございます。条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定は、附則第20条の2として新たに繰り上げさせていただき、本文中、この規定を引用する部分がございますので、あわせて改正をさせていただくもののほか、条項等の整理となっております。

最後に、新旧対照表では27ページとなります。

附則第20条の5の規定でございます。保険料に係る個人の住民税の課税の特例の規定であり、他法令等の整備に伴い、上位法で規定がございますので、ここにおいては規定を削除させていただくと、こういうものでございます。

続きまして、附則の説明をさせていただきます。

施行日ですが、この条例は平成28年1月1日から施行させていただくものでございます。

公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の見直しの関係の第47条の2第1項及び47条の5第1項の規定は平成28年10月1日から施行させていただくものでございます。

そのほか、金融所得課税の一体化等の見直しに係ります改正規定は平成29年1月1日から施行させていただくものでございます。

第2条に経過措置の規定を定めておりますが、平成28年1月1日前に発行されました割引債に係ります償還差益についての町民税の課税についてほか、それぞれ施行日前のものにつきましては、従前の例によるものとさせていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第3号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第4号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議案書では20ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表では参考資料の29ページからとなります。

この内容につきましては、ただいま町税条例の一部改正の中でもありましたが、金融所得課税の一体化の推進に伴いまして、特定公社債等の利子等に係る利子所得が、新たに申告分離課税の対象とされたこと、また、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が、上場株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度と一般株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度に組みかえられましたことに伴いまして、国民健康保険税におきましても、所得割の算定における特例につきまして、所要の規定の整備を行わせていただくものであります。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

初めに、附則第3項の上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例の関係でございますが、金融証券税制の改正に伴い、配当所得だけではなく、上場株式、公社債、投資信託等を譲渡した譲渡益に対しても課税されることとなり、配当所得等と改めさせていただくものであります。

次に、附則第6項の株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の関係でございますが、株式等に係る譲渡所得等については、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分

され、上場株式等と一般株式等の譲渡所得等の課税の特例を適用することとなりました。このため、所要の改正を行わせていただくものであります。

次に、附則第7項の上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例の関係でございますが、新たに金融商品間における損益通算及び繰越控除の制度が設けられた関係で削除させていただき、また、新たに附則第7項として、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定を改めさせていただくものであります。

次に議案書21ページ、新旧対照表では30ページになります。

附則第8項及び附則第9項の規定につきましては、株式等及び公社債等に係ります所得に対する課税の見直しがされ、一部のものを除きまして20%の申告分離課税とされたことに伴い削らせていただき、第10項を第8項とし、第11項先物取引の差金と決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、金融所得課税の一体化を推進するための今回の改正の中で新たな措置がされましたので削らせていただき、さらに第12項及び第13項を、それぞれ第9項、第10項とさせていただきます。

次に、新旧対照表31ページ、附則第14項、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の関係につきましては、同じく今回の改正に伴い、租税条約等、実施特例法に規定する適用配当等に利子所得と雑所得を加え、第11項と改めさせていただくものであります。

最後に、附則第15項の東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の関係につきましては、上位法令等の整備の関係からこの規定を削除させていただくものであります。

続きまして、附則の説明をさせていただきます。この条例は、平成29年1月1日から施行するものでございます。また、適用区分でございますが、改正後の長南町国民健康保険税条例の規定は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、28年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第4号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明を終わらせていただきます。

議案第3号、議案第4号とも、ご審議を賜りましてご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第3号及び第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

〔企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇〕

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、議案第5号 平成25年度長南町一般会計補正予算（第2号）の内容のご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度長南町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございますけれども、第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,437万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億9,130万9,000円とさせていただきます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。10ページをお開きください。

まず、歳出の全般におきましては、4月の人事異動等及び給与削減措置に伴います人件費の調整を今回の補正で行わせていただいております。給料、諸手当、共済費の合計で2,288万円の減額となりました。

以降、人件費の説明は省略させていただきます。

まず、1款議会費では、職員人件費の調整及び議員共済負担金の減額でございます。

2款総務費でございます。1項1目一般管理費の14節使用料及び賃借料では、国・県・市町村等の行政情報をインターネットで閲覧できるサービスの利用料24万円でございます。このサービスの利用料につきましては、県町村会から同額の助成がありまして、特定財源として充当させていただいております。

11ページに移ります。

5目財産管理費では、夢まるふぁんどから寄贈されます夢まる防犯パトロールカー、軽自動車でございますが、の登録に関します諸費用16万9,000円。また、本庁舎の雨漏りの調査の委託料210万円。さらには、庁内LANに関しますサーバー室エアコンの増設費用として41万8,000円を追加させていただくものでございます。

6目企画費では、成田空港を活用いたしました千葉県経済の活性化の取り組みをオール千葉で進めるため、成田空港活用協議会が設立されました。この協議会への加入負担金5万円でございます。

9目防災対策費、11節需用費では、防災行政無線屋外の子局1カ所、また、町所有の消防車の修繕料、ポンプの交換でございますけれども、として40万6,000円。また、防災行政無線の電気料12万6,000円。15節工事請負費では、市野々、埴生沢地区に防災行政無線の屋外子局を新設するための工事費392万5,000円の追加をお願いするものでございます。

10目無線共聴施設管理事業費では、来る10月に、この10月に無線共聴施設の5年ごとの免許更新が行われます。この更新に係る事務手続をあわせてNHKアイテックに委託するため14万9,000円の増額をお願いするものでございます。

11目有線共聴施設管理事業費、11節需用費では、電気料3万6,000円の追加、13節委託料では、有線共聴施設維持管理委託料の精算に伴いまして77万7,000円の減額、14節使用料及び賃借料では、電柱共架料の追加をお願いするものでございます。

12目過疎対策費、11節需用費では、マスコットキャラクターのちよな丸グッズの作製経費152万円、12節役務費では、ちよな丸グッズを作製するに当たり、商標登録手数料8万円、12ページに移りますけれども、また、ちよな丸を活用した看板の作製委託料、圏央道開通に伴う看板の作製の委託料100万円をお願いするものでございます。なお、特定財源の60万円につきましてはグッズの販売代金を見込み充当させていただいております。

12ページ、13目の諸費につきましては、法人町民税等の申告により超過分が発生いたしましたので、60万円の増額をし、還付させていただくものでございます。

13ページに移ります。

5項2目基幹統計調査費では、平成25年住宅・土地統計調査の交付額の確定に伴いまして、追加をお願いするものでございます。特定財源の3万3,000円は、統計調査費県の委託金、これを全額充当しております。

3款に入ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、人件費の調整と、14

ページに移りますが、19節負担金及び交付金で、福祉タクシーの購入補助金40万円の追加をお願いするものですが、これにつきましては、国の制度に基づく福祉タクシーを導入する事業者に対して助成を行うものでございます。次に、28節繰出金でございますが、4月の人事異動に伴う人件費の調整については、今回特別会計でも行っておりまして、この調整のために国保特別会計繰出金34万9,000円、介護保険特別会計繰出金61万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。

4款衛生費に入ります。1項1目保健衛生総務費につきましては、人件費の調整と、15ページに移りますが、18節備品購入費では、47万3,000円の追加をお願いするものでございますが、内訳といたしましては、滅菌器及び住民ホールに設置してありました血圧計の故障による買いかえでございます。また、19節では、広域市町村圏組合の夜間急病診療所の追加改修等に伴う負担金58万1,000円を追加するものでございます。

4目健康推進費では、後期高齢者健康診査につきまして、個別健康受診者の大幅な増加に伴いまして、委託料256万7,000円、需用費3万1,000円を追加させていただくものでございます。なお、その他財源の259万8,000円は後期高齢者医療広域連合受託事業収入でございます。

5目環境衛生費につきましては、人件費の調整と、11節需用費といたしまして、軽トラックの整備費8万円と不法投棄物の処理委託料20万円の追加をお願いするものでございます。

2項清掃費、1目塵芥処理費では、広域市町村圏組合の衛生費負担金でございますけれども、循環型社会形成推進地域計画の見直し業務の委託及び飛灰処理に関します山形県の米沢市への環境保全協力金の追加をお願いするものでございます。

5款農林水産業費に入ります。16ページをお開きください。

1項3目農業振興費では、鳥獣被害対策協議会への補助金202万円をお願いするものでございます。内容といたしましては、平成25年度から国庫補助事業として執行されるものでございまして、イノシシや大型鹿の捕獲用のおり、またイノシシ用のくくり罠、小動物の捕獲器、防護柵の取得に要する経費でございます。特定財源といたしまして202万円ございますが、国庫の補助金が32万円、県の補助金が170万円という内容になってございます。

7目圃場整備費では、人件費の調整と、13節委託料におきまして、利根里地区の土地改良事業に関しまして、町道を土地改良事業に含め用地区分を整理すること並びに区域内3筆分の換地業務に要する経費61万5,000円をお願いするものでございます。なお、特定財源の13万2,000円につきましては、換地業務に関します地元負担金となっております。

6款商工費でございます。17ページに移らせていただきます。

1項2目観光費では、山内ダム周辺の住民を中心とした地域づくりを行える場として、山内ダム周辺の景観を整備するための構想、山内ダム修景構想作成委託料170万円をお願いするものでございます。

7款土木費でございます。2項2目道路維持費、15節工事請負費につきましては、町道蔵持竹林線本復旧工事の2,600万円並びに道路維持工事費1,500万円の追加でございます。特定財源のその他財源は、舗装本復旧に関します原因者の負担金でございます。

3目道路新設改良費では、人件費の調整と、13節町道岩撫7号線に関します圏央道の関連用地、測量業務委託料240万円及び、18ページをお開きいただきたいと思います。15節工事請負費で、補助道路改良工事におき

まして利根里線の国の内示額の決定によります60万円の減額と、単独道路改良工事におきまして蔵持24号線の工事費及び利根里線の附帯工事費として300万円の追加をお願いするものでございます。なお、特定財源のマイナス33万円は国の内示額の減額に合わせて社会資本整備総合交付金が減額されるものでございます。

18ページの5項1目土地計画総務費でございますけれども、これにつきましては人件費の調整と、圏央道の開通及び茂原長南インターチェンジの開設等を考慮しました都市計画マスタープランの修正委託料250万円と、これに伴う都市計画審議会を追加して開催するための報酬並びに費用弁償を追加させていただくものでございます。

8款消防費でございますが、消防本部中央消防署の改修工事に伴う広域市町村圏組合負担金42万2,000円の追加をお願いするものでございます。

続いて、9款教育費でございます。1項2目事務局費では、人件費の調整と、19ページになりますけれども、事務局職員のけがによる入院加療に伴いまして、この休暇期間中に臨時の職員を雇用するための賃金等の追加をお願いするものでございます。

3目義務教育振興費では、長南中学校が道徳教材活用推進研究校に指定されたことに伴いまして、消耗品10万円を追加するものでございます。なお、これには特定財源といたしまして県教育費委託金が全額10万円充当されております。

3項中学校費、1目学校管理費では、学校用務員に臨時職員を充てることと当初しておりましたけれども、人事異動によりまして正規職員が配置されたため、職員人件費の追加と臨時職員に関します賃金等の減額をお願いするものでございます。

20ページをお開きください。

2目の公民館費でございますけれども、公民館運営審議会を追加して開催する経費をお願いするものでございます。内容といたしましては、公民館の耐震工事等を主とした施設改修についての協議をお願いするためのものでございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費は、人件費の調整と、野球場の施設及びB&Gプール浄化槽の修繕料、合わせて74万7,000円をお願いするものでございます。

21ページに移ります。

12款諸支出金、3項基金費、5目奨学基金費では、今年度の貸付金及び返済金を見込む中で、返済が一時的に滞った場合に年度末に貸し付けできないことも考えられるため、あらかじめ60万円の繰り出しをお願いするものでございます。なお、現在は返済金の滞納はございません。

以上で歳出の説明を終わらせていただきますが、次に歳入についてご説明をいたします。

8ページをお開きください。

8ページの12款分担金及び負担金から15款県支出金まで及び20款諸収入の特定財源につきましては、歳出のほうで説明させていただきましたので省略させていただきます。

8ページの18款の繰入金でございますが、介護保険特別会計からの繰入金でございますが、平成24年度の精算に伴います一般会計への返還金442万円でございます。また、19款繰越金は前年度、平成24年度からの繰越金856万4,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

なお、人件費の補正につきましては、冒頭にご説明させていただきましたが、22ページ以降に給与費明細書を記載させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

大変雑駁な説明でございましたが、以上で議案第5号 平成25年度長南町一般会計補正予算（第2号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきましてご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第5号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は11時20分を予定しております。

（午前11時06分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時21分）

○議長（松崎 勲君） 議案第6号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、唐鎌幸雄君。

〔税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇〕

○税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第6号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ目をお開きいただきたいと存じます。

平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,206万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,006万4,000円とさせていただくものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページ目をお開きいただきたいと思います。

初めに、歳出、1款総務費からご説明させていただきます。

1項総務管理費、1目一般管理費につきまして、34万9,000円の追加をさせていただくものであります。職員の昇格等件費の増に伴います補正でございます。

次に、4款前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金及び2目前期高齢者関係事務費拠出金でございますが、5万6,000円と2,000円をそれぞれ不足が生じたので追加をさせていただくものでございます。

次に、11款諸支出金でございますが、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金につきまして、130万円を追加させていただくものでございます。これは、2件ほど、社会保険等に加入したにもかかわらず国民健康保険の脱退の手続をされていなかったことによる還付金の補正をお願いするものでございます。

次に、3目一般被保険者償還金につきましては、6万8,000円を追加させていただくものであります。これは、国から高齢者医療制度円滑運営事業費補助金というものをいただいておりますが、概算払い分の精算によりまして返還する必要が生じたので、補正をお願いするものでございます。

また、4目退職被保険者等償還金につきましては、2,028万9,000円の追加をお願いするものでございます。これも概算払い分の精算の結果、支払基金に対し退職者医療給付費交付金として返還金が生じたことによるものでございます。

次に、戻りまして6ページ目をお開きいただきたいと存じます。

歳入の説明をさせていただきます。

9款繰入金、2目一般会計繰入金でございますが、一般会計から繰り入れる額を人件費の補正に係ります分と同額の34万9,000円追加させていただくものでございます。

続きまして、10款繰越金でございます。

1項繰越金、2目その他の繰越金ですが、2,171万5,000円を追加させていただき、総額8,671万5,000円とさせていただきます。なお、この結果、歳入歳出予算総額は12億6,006万4,000円となります。

以上が議案第6号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議を賜りましてご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

議案第7号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

〔保健福祉室長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、議案第7号 平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容の説明を申し上げます。

補正予算書1ページ目をお開きください。

平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）です。

第1条第1項ですが、歳入歳出予算の総額に1,808万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,108万6,000円とするものでございます。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正に示すとおりでございます。

今回の補正をお願いする点は大きく2点ございます。1点目は、平成24年度決算で超過交付となりました支払基金からの交付金及び町からの繰入金をこの補正で返還するものでございます。2点目は、一般会計同様、4月の人事異動に伴う人件費の調整を今回の補正で行うものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたしますので、7ページ目をお願いいたします。

まず、1款総務費、1項総務管理費は人件費の調整で、配置された職員の給料等の差となります。25万1,000円の減額となります。

2項徴収費は、議案第1号でお願いしておりますが、延滞金の率の変更により、督促状の刷り直しが必要となったため8万1,000円の増額をお願いするものでございます。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業等費については、人件費の調整で配置職員が当初1名から2名になったため、397万1,000円の増額をお願いするものでございます。この包括的支援事業は、国・県の補助を得ながら実施しており、財源割合はおおむね国が40%、県が20%、町が20%、保険料で20%を賄うことになって

おります。この事業の増額にあわせまして、特定財源の国・県支出金を235万3,000円、その他は町からの繰入金78万4,000円、一般財源は介護保険料となりますが、83万4,000円をそれぞれ増額させていただくものでございます。

5款の諸支出金、1項の償還金及び還付加算金については、平成25年度の介護保険特別会計で超過交付となりました支払基金からの交付金986万5,000円を返還するものでございます。

8ページ目をお願いいたします。

繰入金についても、平成25年の一般会計からの超過繰り入れ分を一般会計繰入金として442万1,000円を一般会計へ返還するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページ目にお戻りいただきたいと思っております。

3款の国庫支出金、5款の県支出金、8款繰入金の特定財源については、歳出のほうで説明させていただきましたので省略させていただきます。

9款の繰越金は一般財源となりますが、平成24年度からの繰越金1,511万9,000円の増額をお願いするものでございます。なお、人件費の補正については、さきに説明させていただきましたが、9ページ、10ページに明細を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上をもちまして、議案第7号 平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第7号の内容の説明は終わりました。

議案第8号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

〔地域整備室長 松坂和俊君登壇〕

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第8号 平成25年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成25年度長南町の笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,974万2,000円とさせていただきます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正に示すとおりでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

7ページをお開きいただきたいと存じます。

今回お願いする補正の内容でございますが、笠森霊園事業会計におきましても一般会計と同様に、人事異動、定期昇給等及び給与削減措置分に伴う人件費の補正、また、区画墓所における墓石の沈下が発生したことから、この防止対策を講じるため工事請負費の追加をお願いするものでございます。

7ページの歳出の説明をいたします。

1 款霊園総務費、1 項 1 目霊園管理費でございますが、人件費の 2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費の定期昇給及び給与削減に伴い、7,000 円の追加をさせていただくものでございます。

また、2 款 1 項 1 目霊園施設費では、普通墓所の 2 区画において墓石の沈下が発生し、この防止対策工事のため、15 節工事請負費 283 万 5,000 円の追加をお願いするものです。

歳出合計では、284 万 2,000 円の追加をお願いするものでございます。

この財源についての歳入でございますが、前の 6 ページをごらんいただきたいと思ひます。

前年度の決算見込みから 284 万 2,000 円の繰越金を財源とさせていただいたところでございます。

8 ページ、9 ページは給与費の明細書となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、平成 25 年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容を終わらせていただきます。ご審議いただき、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第 8 号の内容の説明は終わりました。

議案第 9 号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、岩崎 彰君。

〔産業振興室長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興室長（岩崎 彰君） それでは、議案第 9 号 平成 25 年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の 1 ページをごらんいただきたいと存じます。

平成 25 年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,533 万 3,000 円とさせていただくものでございます。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページの第 1 表歳入歳出補正予算に示させていただいたとおりでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出から説明申し上げますので、7 ページをお開きいただきたいと思ひます。

1 款 1 項 1 目の一般管理費でございますが、1 万 7,000 円の減額は、職員の給料月額削減に伴う人件費の減額をお願いするものでございます。内訳でございますが、2 節給料で 1 万 6,000 円の減額、4 節共済費で 1,000 円の減額でございます。

次に、歳入でございますが、6 ページにお戻りいただきたいと思ひます。

2 款使用料及び手数料でございますが、25 年度末の使用料を見込む中で 1 万 7,000 円の減額をお願いするものでございます。

次の 8 ページ、9 ページは給与費明細になります。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上が議案第 9 号 平成 25 年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容でございます。

ご審議を賜りましてご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第 9 号の内容の説明は終わりました。

議案第10号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、墨田好美君。

[ガス事業室長 墨田好美君登壇]

○ガス事業室長（墨田好美君） 議案第10号 平成25年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）は、第1条で次に定めるところによらせていただきます。第2条では収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款ガス事業費用、既定額に7万1,000円を増額し、6億5,739万7,000円とさせていただくものでございます。各項の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

第3条では資本的収入・支出の不足額の補填財源を改めさせていただきます。

2行目の後半からになりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億3,038万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億2,437万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額600万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正させていただくものでございます。

収入でございます。第1款資本的収入、既定額に200万円を追加し、5,015万円とさせていただくものであります。

次に、支出でございます。第1款資本的支出、既定額に316万円を追加し、1億8,053万2,000円とさせていただくものであります。各項の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

第4条では、給与費を改めるものでございます。職員給与費、既定額に16万7,000円を増額し、6,792万6,000円とさせていただくものでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的支出でございますが、1款ガス事業費用、2項供給販売費は、給与の臨時特例措置等に伴い、対象者1名の給料、手当を既定額から6万4,000円の減額。3項一般管理費では、対象者4名の給料を、人事異動、昇格に伴い、既定額に7万9,000円の増額。4項営業雑費用では、対象者1名の給料を、臨時特例措置に伴い、既定額から2万円の減額、手当は住居手当、通勤手当を既定額に23万円の増額とさせていただくものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

資本的収入ですが、1款資本的収入、既定額に200万円を追加し1,015万円とさせていただくものでございます。内容は、2項1目工事負担金ですが、圏央道工事に伴い、関原地先でガス管が仮設配管となっている場所の新設された町道への本設工事の負担金で、NE XCO東日本の負担でございます。

次に、資本的支出ですが、1款資本的支出、既定額に316万円を追加し、1億3,346万4,000円とさせていただくものでございます。この内容ですが、1項1目工事費は圏央道工事に伴うガス管本設工事費で210万円の増額、1項2目固定資産購入費は検定満期のガスメーター3個の購入費で111万8,000円の増額、1項5目給料

は対象者3名の給料を臨時特例措置に伴い5万8,000円の減額でございます。

次の5ページをお願いいたします。

資金計画でございます。表の真ん中の二重線より上の段が受入資金、下の段が支払資金となります。受入資金では、既定額に2,163万8,000円を増額し8億8,848万1,000円に、支払資金では、既定額に520万2,000円を増額し7億4,319万5,000円にさせていただきまして、一番下の右側になります。差し引きといたしまして、25年度末の現金の予定額を1億4,528万6,000円とさせていただくものであります。

次に、6ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。本年度3月末の見込みを税抜きで表示してございます。当年度純利益は右側、表の右側、下から3行目になります。103万4,000円の見込みでございます。前年度繰越利益剰余金と合わせまして、一番下の二重線になりますが、当年度未処分利益剰余金は4,457万7,000円の見込みとさせていただくものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。資産の部では、1固定資産、2流動資産で、一番下の二重線になりますが、資産の合計が40億2,441万2,000円の見込みでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

負債の部では、負債合計4,698万8,000円。次に、資本の部では、右側の下から2行目になりますが、資本合計39億7,742万4,000円。その下の二重線、負債、資本合計40億2,441万2,000円の見込みとさせていただくものでございます。

次の9ページ、10ページにつきましては給与費の明細書となっております。

11ページにつきましては、補正後の実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容となっております。これは後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、雑駁な説明でございましたが、平成25年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第10号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時を予定しております。

(午前11時49分)

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（松崎 勲君） 認定第1号の内容の説明を求めます。

会計管理者、岩崎利之君。

[会計管理者 岩崎利之君登壇]

○会計管理者（岩崎利之君） それでは、認定第1号 平成24年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての内容説明を申し上げます。

早速でございますが、決算書の2ページをお開きいただきたいと存じます。

この表は、会計別決算の一覧でございます。一番上の欄、一般会計についてでございますが、予算額につきましては、歳入歳出それぞれ同額の48億5,111万1,000円でございます。決算額につきましては、歳入では45億4,188万5,984円、歳出では44億1,153万4,700円で、差し引き残高といたしましては1億3,035万1,284円となったところでございます。

平成24年度一般会計は、当初予算41億8,000万円でスタートいたしまして、5回の補正を行い、6億3,478万4,000円の追加補正をお願いしたところでございます。これに、平成23年度からの繰越事業費、繰越財源充当額3,632万7,000円を加え、予算現額は48億5,111万1,000円となったところでございます。なお、この23年度から24年度への繰越事業の内容につきましては、主に利根里地区の圃場整備事業によるものでございます。

それでは、内容に入らせていただきます。

歳入からご説明申し上げますので、誠に恐縮ではございますが、52ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、1款町税でございます。町税全体では、収入済額11億6,650万700円、不納欠損額6,235万6,126円、収入未済額7,653万7,434円ございました。調定額に対する徴収率は89.36%で、前年度と比較しますと1.27ポイント減というような状況でございました。

1項町民税の収入済額では、1目個人町民税が3億7,774万9,279円で、前年度より296万7,813円、0.79%の増。2目法人町民税が8,470万6,400円となり、前年度比5,412万5,700円、39%の減となっております。町民税全体の収入額は4億6,245万5,679円となり、前年度と比較しまして5,115万7,887円、10%減というような結果でございました。これは、給与所得が伸び悩んでいるもののほぼ前年度並みでございましたが、法人町民税は厳しい経済情勢の中、景気の低迷が続いていることに起因し、大幅な減収につながったと考えられます。

また、2項固定資産税の収入済額は6億2,235万2,948円で、前年度と比較して6,823万3,502円の減となったところでございます。この町民税と固定資産税で、町税全体の93%を占めているところでございます。

次に、不納欠損額をごらんください。2段目の町民税で61万2,917円、固定資産税では249万8,900円、軽自動車税で3万2,900円、6項、下のほうですが特別土地保有税では5,921万1,409円で、町税全体では、一番上の段で6,235万6,126円となっております。前年度より5,893万8,751円の増となっております。これは、特別土地保有税を滞納していた野辺恒産の破産による清算で、回収不能が確定したことによるものでございます。

また、収入未済額の欄をごらんいただきたいと思いますが、町税全体では7,653万7,438円であり、内訳では、町民税が2,982万7,972円、固定資産税4,563万2,946円、軽自動車税では107万6,520円となっているものでございます。

次の54ページをお開きいただきたいと存じます。

2款地方譲与税になります。国税として徴収された税金が一定の基準により地方に分配されるもので、地方揮発油譲与税、いわゆるガソリン税と自動車重量譲与税でございます。前年度と比較しますと620万9,994円、6.5%減の8,902万1,122円の交付でございました。

3款利子割交付金では、前年度比33万1,000円、14.5%の減で194万7,000円。

4款配当割交付金では、前年度比48万4,000円減の218万9,000円の交付でございました。

5款株式譲渡所得割交付金につきましては、前年度比8万9,000円の増とはなりましたが、株式市場低迷の

影響により、63万8,000円と依然として低い額の交付となっております。

次の56ページをお開きいただきたいと存じます。

6款地方消費税交付金は、前年度比291万6,000円減の8,786万2,000円、7款ゴルフ場利用税交付金では、前年度より255万11円増の9,830万6,040円、8款自動車取得税交付金では、前年度より240万9,000円減の2,533万1,000円がそれぞれ交付されております。

次の58ページをお願いしたいと存じます。

9款の地方特例交付金では、前年度比1,728万9,000円と大幅減の249万6,000円の交付となりました。これは、前年度までは児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車取得税交付金に係る減収補填特例交付金、住宅借入金等特別税額控除に係る減収補填特例交付金が合わせて交付されておりましたが、今年度からは住宅借入金等特別税額控除に係る減収補填特例交付金のみの交付となったため、大きく減額となったものでございます。

10款地方交付税ですが、普通交付税、特別交付税の両方合わせまして、前年度比5,538万円減の12億8,278万8,000円の交付でございました。これは、まず普通交付税においては、前年度、いわゆる23年度ですが、法人税割が多く、24年度の算定時には調定額がかなり多く増加しておりまして、基準財政収入額がふえたため交付基準額が減少したものでございます。特別交付税におきましては、前年度、23年度ですが、東日本大震災の関係で、ユートピア笠森に被災者支援のための宿泊施設を開設した経費が交付されておりましたので、その相当分が減少となったものでございます。

11款交通安全対策特別交付金につきましても16万5,000円減の238万9,000円の交付でございました。

12款分担金及び負担金ですが、8,605万1,961円で、前年度比2,213万2,048円の増でございました。

次の60ページをお開きいただきたいと存じます。

1項1目農林水産業費分担金の農山漁村活性化プロジェクト支援事業では、前年度からの繰り越し分759万1,000円を含め2,256万3,650円増の2,336万6,650円となったものでございます。なお、民生費負担金の収入未済額54万5,000円につきましては、保育料負担金の未納でございます。

13款使用料及び手数料は、ほぼ前年度並みの5,947万1,412円でございました。

次の62ページをお開き願いたいと存じます。

使用料及び手数料の主な内容といたしましては、1項4目土木使用料の町営住宅使用料と道路占用料、2項1目総務手数料の戸籍及び税証明手数料等の収入でございます。なお、1項使用料の収入未済額77万1,100円は、4目土木使用料の町営住宅使用料の未納でございます。

14款国庫支出金ですが、調定額、収入額、収入済額同額の3億7,346万5,094円で、収入未済額はございませんでした。前年度と比較しますと1,885万2,230円の増となっております。

次の64ページをお願いしたいと存じます。

国庫支出金の主なものでございますが、1項1目民生費国庫負担金、1節子ども手当負担金では、1,422万3,028円の交付となっておりますが、年度途中において子ども手当から児童手当への制度改正がございまして、児童手当負担金としては5,204万4,049円が交付されているところでございます。

2項1目の総務費国庫補助金では1億7,096万5,000円となっているところでございますが、これは前年度から引き続き実施いたしました地上デジタル放送受信環境整備事業の補助金でございまして、これをもちまして

町内の難視地域全体を改善したところでございます。4目1節農業費補助金では、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の前年度からの繰り越し分1,824万680円を含めまして、前年度比3,038万9,260円増の4,688万6,580円の交付がございました。

次の66ページをお開きいただきたいと存じます。5目1節土木費補助金の3,076万4,000円のうち、3,000万円は町道利根里線道路改良工事に伴う社会資本整備総合交付金でございます。

15款県支出金ですが、調定額、収入済額ともに1億9,814万5,847円でございます。前年度と比較しますと487万6,802円の減でございました。

次の68ページをお開きいただきたいと存じます。

2項1目2節で「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金、1,400万円の交付がございました。これは、25年度では600万円が交付される予定で、合計では2,000万円の交付額となる予定でございます。

2項2目民生費補助金では、前年度からの繰り越し分、子ども手当準備事業の63万円を含めまして、前年度とほぼ同額の1,592万7,891円でございます。

次の70ページをお願いしたいと存じます。4目農林水産業費県補助金では、前年度からの繰り越し分、農山漁村活性化プロジェクト支援事業の331万7,760円がございましたが、前年度比1,065万1,436円減の2,828万7,402円の交付となっております。

次の72ページをお願いしたいと存じます。5目商工費県補助金の緊急雇用創出事業では、前年度実施いたしました介護従事者雇用創出事業を24年度では実施しなかったため、1,986万6,639円減の1,726万3,822円でございます。

3項県の委託金では、2,767万9,557円の交付となっております。前年度より1,184万8,218円の増でございました。

次の74ページをお開きいただきたいと存じます。委託金のこの増額の要因は、1目総務費委託金の4節でございます衆議院選挙と千葉県知事選挙が実施されたことに伴いまして、選挙費委託金が交付されたことによるものでございます。

16款財産収入でございますが、又富団地3区画と株式会社佐久間等に町有地を売り払いしたことによりまして、前年度より1,585万9,591円増の1,755万8,110円となったものでございます。

17款寄附金の収入済額330万5,000円は、一般寄附とふるさと納税でございます。

次の76ページをお願いしたいと存じます。

18款繰入金でございますが、3億2,640万6,176円で、前年度より1億5,615万7,318円の大幅な増となりました。これは、前年度に対しまして1目の財政調整基金で3,000万円の増、3目福祉振興基金では5,000万円の増でございまして、また次の78ページになりますが、10目地域農業推進基金として新たに7,080万円を繰り入れたことによるものでございます。

19款繰越金、前年度繰越金ですが2億4,692万4,677円となりました。

20款諸収入ですが、1億448万9,845円でございます。なお、収入未済額194万6,473円ですが、次の82ページにございます3項1目貸付金元利収入で、住宅新築資金等貸付金の返済未納分9万5,365円、並びに5項1目雑入の中の学校給食費負担金の未納分181万7,468円が主なものでございます。

21款町債でございますが、収入済額3億6,660万円でございます。1項1目臨時財政対策債では、前年度より1,300万円減の2億2,000万円。2目1節過疎対策事業債では、前年度より2,000万円増の1億4,660万円ございました。

以上が、予算現額48億5,111万1,000円、調定額46億8,413万7,521円、収入済額45億4,188万5,984円、収入未済額7,980万11円の歳入の内容でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

84ページをお開きいただきたいと存じます。

まず1款議会費でございますが、支出済額9,095万8,534円で前年度に対して804万8,827円の減となりました。

2款総務費では、前年度比695万8,612円増の9億5,968万9,085円の支出済額でございました。1項1目の一般管理費は、区長、区長代理報酬や職員の人件費をはじめとした管理費でございます。

1枚飛んで恐縮でございますが、88ページをお開きいただきたいと存じます。5目13節でございます。委託料の中の財産台帳整備業務委託料855万7,500円は、道路、橋梁等、インフラ資産の台帳整備を図ったものでございます。ちなみに、前年度は町有財産の土地、建物についての整備を図ったところでございます。

90ページをお開きいただきたいと存じます。8目地域振興費、19節負担金補助及び交付金の高速バス停留所建設補助金300万円は、小湊鉄道が圏央道開通に伴いまして、千田地先に高速バス停留所を建設するに当たっての地域振興補助金でございます。

次に、9目防災対策費でございますが、92ページをお願いいたしますと存じます。15節工事請負費2,357万2,500円は、防災行政無線デジタル化工事で、役場庁舎内の親局をデジタル対応に交換したものでございます。19節負担金補助及び交付金の自主防災組織補助金は、水沼、三交、八板及び市野々の4地区に対する補助金でございます。

10目諸費、22節の補償補填及び賠償金の3,300万3,408円は、既に解散しております財団法人長生郡南部開発公社長南支部と金融機関との調停に基づきまして、開発公社の借入金を補償金として返済しているものでございます。これは債務負担行為として設定されておりまして、平成19年度から始まりまして6年目でございますが、48年度までの30年をかけて返済するものでございます。

11目無線共聴施設設置事業費、15節工事請負費の2億3,031万7,177円は、前年度から2カ年事業で進めさせていただきました地上デジタル放送無線共聴施設設置工事でございます。これで町内の難視地域は全て解消されたところでございます。

94ページをお開きいただきたいと存じます。12目過疎対策債、13節委託料の新公共交通システム運行业務委託料1,453万4,660円につきましては、前年度までは巡回バスのみで町内の交通弱者の利便性を図っておりましたが、利用者の減少などによりまして、今年度、24年度からデマンドタクシーと巡回バスとの併用により、交通弱者のより利便性を図ったところでございます。その下のマスコットキャラクター作成委託料の57万7,500円は、公募により選考された町のキャラクター、ちよな丸の着ぐるみ作成委託料でございます。

96ページをお願いいたしますと思います。

下のほうですが、4項の選挙費ですが、24年度では、98ページから100ページにかけてございます千葉県知事選挙と衆議院選挙が執行されましたので、その必要経費の支出でございます。

102ページをお開きいただきたいと存じます。

3款民生費でございますが、支出済額8億9,403万1,314円は、前年度比1,030万7,694円の減でございました。1項1目社会福祉総務費の支出済額4億6,741万5,272円の主なものは、障害者福祉の経費と、また飛びまして恐縮ですが、106ページ上のほうにございます28節の繰出金でございます。国保特別会計繰出金は、国庫税軽減対象者割合の減少に伴い、前年度比2,118万1,111円減の5,987万3,909円でございます。介護保険特別会計繰出金は、前年度に対して4,606万8,000円増の1億8,983万5,000円となったものでございます。

2目老人福祉費、8節の報償費では、長寿のお祝いとして満80歳、85歳、90歳、95歳のほか、数え100歳、満100歳以上の高齢者に祝い金を支給したところでございます。13節委託料では、引き続き介護施設の2級ヘルパーを養成する事業として、地域人材育成事業委託料を支出したところでございます。

次の108ページをお開きいただきたいと存じます。6目後期高齢者医療費ですが、平成20年度から制度がスタートし5年目となりました。負担金補助及び交付金では、前年度比644万6,033円減の1億1,299万6,834円を医療給付費及び事務費負担金として広域連合に支払ったものでございます。また、その下の繰出金は、一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金になります。ほぼ前年度並みの2,826万3,954円の支出となっております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の8節報償費で、出産祝い金を支給しております。1人10万円で、対象者は17名でございました。2目児童措置費の扶助費でございますが、制度改正に伴いまして、子ども手当と児童手当という2つの適用となっております。合計で9,353万5,000円を扶助させていただいたものでございます。

110ページをお開きいただきたいと存じます。3目児童福祉施設費ですが、主な事業といたしましては、保育園の遊戯室基本実施設計を委託いたしまして、1,050万円を支出させていただいたところでございます。

4款衛生費ですが、支出済額3億4,679万8,836円は、前年度より1,356万6,816円の減となったものでございます。

次の112ページをお開きいただきたいと存じます。1目保健衛生総務費の19節負担金補助及び交付金ですが、広域市町村圏組合の水道会計、病院会計など各会計への負担金でございまして、前年度より961万2,710円減の1億2,012万2,590円でございます。この中には、消防費とごみ処理関係の清掃費の負担金は含まれておりません。

2目予防費の委託料でございますが、次の114ページをお開きいただきたいと存じます。上から4件目、個別予防接種委託料等の1,184万9,523円の支出につきましては、高齢者インフルエンザ予防接種のほか子宮頸がん、小児用肺炎球菌、ヒブワクチンの予防接種を希望者延べ1,322名に接種したところでございます。

3目母子保健費の20節扶助費ですが、子供医療費扶助として、本町では平成21年度から医療費扶助の対象を中学生まで拡大し助成しております。乳幼児から中学生までの796名中746名に助成を実施し、子育て世代の経済的支援を行ったところでございます。

4目健康推進費の委託料ですが、各種がん検診と後期高齢者健康検診等を実施し、1次検診では延べ4,584名の方が受診されたところでございます。

5目の環境衛生費ですが、次の116ページをお開きいただきたいと存じます。19節負担金補助及び交付金の

合併浄化槽設置整備事業補助金468万6,000円は14基分の補助金でございます。また、今年度から住宅用太陽光発電設備設置費における補助金を実施し、8件、111万2,000円の補助金を交付したところでございます。

2項清掃費、負担金補助及び交付金の広域市町村圏組合衛生費負担金は、ごみ処理関係の負担金でございます。7,335万1,000円、前年度比901万円の減となったところでございます。

5款農林水産業費でございますが、支出済額5億2,529万5,204円で、前年度比1億1,665万101円の増となっております。また、繰越明許費7,447万1,000円を設定させていただいたところでございます。この繰越明許費は、農山漁村活性化プロジェクト支援事業、利根里地区の圃場整備事業分でございます。

次の118ページをお願いいたしますと存じます。3目農業振興費です。支出済額1億766万31円で、前年度より7,072万3,538円の増となっております。

次の120ページをお開きいただきたいと存じます。19節負担金補助及び交付金の上から5件目、これは新たな事業で、地域農業整備事業の補助金7,063万6,000円でございます。農業法人、大規模農家を対象とした補助事業で、今年度は2法人と5戸の大規模農家への補助を実施したところでございます。

次の122ページをお開きいただきたいと存じます。6目農地費ですが、前年度とほぼ同額の支出済額で、1,700万5,202円でございます。

7目圃場整備費では、支出済額1億5,959万8,337円、前年度比4,245万3,889円の増となりました。利根里地区圃場整備事業の関係では、排水路工事用地の協議調整に不測の期間を要したこと、国の補正予算に係る事業費の財源の交付時期の関係などから事業着手が遅れ年度内完成が見込めなかったことなどから、繰越明許費を設定させていただいたものでございます。

124ページをお開きいただきたいと存じます。19節負担金補助及び交付金の上から6件目、農地・水・環境保全向上対策負担金は、前年度より4地区ふえまして町内に14カ所の地区保全協議会が組織されております。農用地、水路、農道、ため池などの保全、維持管理が、地域ぐるみによる協働活動で実施されているところでございます。

126ページをお願いいたしますと存じます。

6款商工費ですが、支出済額4,689万2,520円で、前年度より1,177万9,894円の増となりました。

2目観光費ですが、次の128ページをお開きいただきたいと存じます。委託料の上から5件目の緊急雇用創出事業委託料488万4,000円につきましては、前年度に引き続きまして県費補助100%事業でございます。失業者を雇用し、野見金公園の整備を実施したところでございます。15節工事請負費1,080万4,500円につきましては、花火打ち上げ場移設に伴う工事費が主なものでございまして、商工費が増額となった要因というものでございます。

7款土木費でございますが、支出済額2億8,299万176円で、前年度より2,316万171円増となりました。また、政権交代に伴う大型補正予算による社会資本整備事業におきまして、土木費全体では繰越明許費3億1,890万円を設定させていただいてございます。

次の130ページをお開きいただきたいと存じます。

2項2目道路維持費ですが、支出済額7,011万7,468円でございます。道路維持工事では、路肩補修、路面陥没、崩落等で芝原59号線ほか104カ所の修繕等を行いました。舗装本復旧工事では蔵持水沼線ほか5路線を、

道路補修工事では役場前の長南一宮線を実施したところでございます。道路維持費では2億7,790万円の繰越明許費を設定させていただいたところでございます。

3目道路新設改良費ですが、支出済額1億1,377万3,633円で、前年度より3,806万4,054円の増でございました。道路新設改良費では、3,000万円の繰越明許費を設定させていただいたところでございます。

次の132ページをお願いいたしたいと存じます。4目橋梁新設改良費では、支出済額3,111万1,500円、前年度比820万2,480円の増でございました。橋梁新設改良費におきましても1,000万円の繰越明許費を設定させていただいたところでございます。

3項1目の河川改良費につきましては、利根里地区の排水路整備を実施したものでございます。

次の134ページをお開きいただきたいと存じます。

5項都市計画費では、支出済額1,292万5,038円で、前年度より195万1,344円の減でございました。繰越明許費を100万円設定させていただきましたが、これは圏央道開通に伴う睦沢町と長柄町と合同で実施したプレイベントの経費でございます。

8款消防費は、広域消防への負担金になりますが、支出済額1億5,054万4,000円で、前年度より1,194万1,000円の減となりました。次の136ページにございますが、常備消防、非常備消防、消防施設費の負担金でございます。

9款教育費ですが、支出済額3億5,882万947円で、前年度比1,034万9,304円の減となりました。

1項2目事務局費の報酬では、非常勤講師報酬ということで、各小・中学校に1名ずつ非常勤の学習支援指導員を配置し、きめ細かな学習指導を行いました。また、学校適正配置検討委員会では、委員16名により24年度は6回の委員会を開催し検討を重ねていただいたところでございます。

次の138ページをお願いいたしたいと存じます。19節負担金補助及び交付金のキラリ輝く長南っ子事業補助金では、各小・中学校において漢字能力検定事業と合同芸術鑑賞会を、また小学校では伝統芸能と文化の体験授業も取り入れて特色ある教育活動に取り組んだところでございます。

次の140ページをお開きいただきたいと存じます。

2項2目小学校費の教育振興費の支出済額は2,043万7,484円で、前年度比118万9,393円の減でございました。13節委託料では、今年度も国際理解教育指導委託として、小学校3年から6年生を対象に週1時間の英会話教室を実施いたしまして、英語を先取りすることで国際理解教育の推進を図っているところでございます。

少し飛びますが、144ページをお願いいたしたいと存じます。

4項社会教育費の支出済額は6,303万5,452円で、前年度比462万4,131円の減でございました。従来からの社会教育事業のほか、公民館を活動拠点にした各種教室を開催したところでございます。

続いて、飛んで恐縮でございますが152ページをお開きいただきたいと存じます。

5項2目給食施設費の支出済額でございますが、8,159万6,811円で、前年度比98万3,147円の増でございました。児童・生徒、職員を対象に年間11万7,282食分の給食を提供したところでございます。

次の154ページをお開きいただきたいと存じます。10款災害復旧費では、支出済額349万2,419円でございます。2項1目道路橋梁災害復旧費で支出しておりますが、これは雪による倒木処理等の経費で、町単独事業でございます。

次の156ページをお願いいたしたいと存じます。

11款公債費については、支出済額4億4,489万4,665円で、前年度比1,400万4,057円の減でございました。

12款諸支出金ですが、支出済額は3億712万7,000円で、前年度比79万3,000円の減でございました。

3項1目基金費の財政調整基金費では、前年度より323万4,000円減の1億2,360万1,000円の積み立てを行ったところでございます。

158ページをお開きいただきたいと存じます。8目地域農業推進基金費につきましては、5億円の積み立てを計画しているところでございまして、前年度より482万5,000円の減ではございますが1億2,519万4,000円の積み立てをさせていただいたものでございます。

13款予備費につきましては支出がございませんでした。

以上が歳出予算額48億5,111万1,000円、支出済額44億1,153万4,700円、繰越明許費3億9,337万1,000円の内容でございます。

次の160ページをお願いいたしたいと存じます。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額45億4,188万6,000円、歳出総額44億1,153万5,000円、歳入歳出差し引き額1億3,035万1,000円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源2,864万円を差し引いた額1億171万1,000円が実質収支額というふうになります。

なお、162ページ以降にも、例年どおりでございますが財産に関する調書のほか参考資料を添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。また、決算書と一緒に平成24年度主要事業成果書を別冊として配付させていただいてございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

以上で、認定第1号 平成24年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りましてご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで認定第1号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後2時を予定しております。

(午後 1時43分)

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時00分)

○議長（松崎 勲君） 認定第2号及び第3号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、唐鎌幸雄君。

[税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇]

○税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、認定第2号 平成24年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の内容につきましてご説明させていただきます。

初めに、国保の加入状況について申し上げます。

平成24年度末の国保の加入世帯でございますが、1,587世帯、また被保険者数でございますが、2,802人ございました。昨年度に比較しますと、世帯数で8世帯の減、被保者数では後期高齢者医療への移動などにより

まして16人の減となったところでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明をさせていただきますので、180ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入のご説明を申し上げます。

1 款国民健康保険税でございますが、収入済額が2億8,966万5,680円、不納欠損額161万3,300円、収入未済額が9,199万2,575円となったところでございます。なお、1 目一般被保険者国民健康保険税におきましては、収入済額2億5,482万1,278円でございます。現年度分の収納率は医療分と後期高齢者支援分、介護納付金分を合わせまして93.54%となったところでございます。次の2 目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入済額3,484万4,402円となりました。退職被保険者の現年課税分の収納率でございますが、医療分と後期高齢者支援分、そして介護分を合わせまして96.89%でございます。

次に、182ページをお開き願います。

3 款国庫支出金でございますが、収入済額は2億7,752万2,642円となりました。前年度比2,531万8,123円の増となったところでございます。

そのうち1 項1 目の療養給付費等負担金でございますが、収入済額は2億1,722万9,047円でございます。これは、療養給付費、介護納付金、後期高齢者医療費支援金等の総額の100分の32相当を交付されたものでございます。次の2 目高額医療費共同事業負担金でございますが、高額医療費拠出金の4分の1相当でございます。収入済額は467万3,595円でございます。次の3 目特定健康診査等負担金でございますが、対象経費の3分の1相当でございます。収入済額は140万2,000円でございます。

次に、2 項国庫補助金の関係でございますが、1 目1 節の普通調整交付金につきましては市町村間の財政力の不均衡を調整するものでございまして、収入済額5,136万3,000円の交付でございます。2 節特別調整交付金は非自発的失業者に係る保険税の軽減に伴うものでございまして、収入済額259万6,000円の交付でございます。

次、184ページをお開きいただきたいと思います。2 目出産育児一時金補助金でございますが、収入済額2万円でございまして、制度の恒久化に伴い平成24年度から廃止されました。24年3 月分の2 件分でございます。3 目事業費補助金でございますが、これは高齢者受給者証の印刷経費等に対する補助でございます。収入済額は23万9,000円でございます。

次に、4 款療養給付費等交付金でございますが、収入済額は1億2,226万2,634円でございます。退職被保険者の医療制度に基づきまして交付されたものでございまして、医療費の大幅な伸びと過年度分の精算に伴う交付があったことで、前年度比4,811万5,634円の増となったところでございます。

次に、5 款前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳までの被保険者に対する医療分に対して交付されたもので、収入済額は3億699万8,784円となりました。

6 款県支出金でございますが、収入済額6,348万595円でございます。1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金でございますけれども、国と同様に高額医療費拠出金の4分の1相当で、収入済額が467万3,595円でございます。

次の186ページをお開きいただきます。2 目特定健康診査等負担金でございますが、国と同様で収入済額は140万2,000円でございます。

次に、2項県補助金、1目財政調整交付金につきましては、1節普通調整交付金で収入済額3,099万9,000円、2節特別調整交付金といたしまして、収入済額2,640万6,000円でございます。これは、国保財政の安定化を図るため、医療給付費等の7%程度が交付されるものでございます。

次に、7款共同事業交付金でございますけれども、収入済額は1億2,669万720円でございます。1目高額医療費共同事業交付金につきましては、国保団体連合会が実施主体として行われている高額な医療費に対する再保険事業でありまして、1件当たり80万円を超える医療費が対象となっております、収入済額は2,593万8,619円でございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金ですが、都道府県単位での保険運営を推進するため、国保団体連合会が事業主体となって実施している事業でございます、1件当たり30万円を超える医療費が対象となっております、収入済額は1億75万2,101円でございます。

8款財産収入でございますが、基金の積立金利子でございます、収入済額5,487円でございます。

次の188ページをお開き願います。

9款繰入金でございますが、収入済額は5,987万3,990円でございます。全て2目一般会計繰入金でございます、保険税の軽減分、職員給与費また助産費等の制度に基づく繰り入れでございます。

次に、10款繰越金でございますが、前年度からの繰越金で、収入済額は8,682万7,416円でございます。

次の11款諸収入でございますが、収入済額は126万4,773円でございます、1項延滞金、次の190ページをお開き願います。2項預金利子、3項雑入、1目一般被保険者第三者行為納付金のほか、3目の一般被保険者返納金並びに雑入でございます。一般被保険者返納金につきましては、国保の資格のない方が国保の保険証を使用したことによる返納金でございます。それから、次の192ページになりますが、5目雑入では特定健康診査経費の負担金分184人分でございます。

以上、歳入の合計でございますが、収入済額は13億3,459万2,721円、不納欠損額161万3,300円、収入未済額は9,209万3,571円となったところでございます。

次の194ページをお開き願います。続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

1款総務費の支出済額は2,730万98円でございます。うち1目一般管理費は2,306万3,481円でございます、人件費のほか事務に係る電算経費等でございます。なお、13節委託料におきましては、電算共同処理委託料、国保システム管理委託料及びレセプト点検委託料等でございます。また、2目連合会負担金は、支出済額86万3,400円でございます。

2項1目賦課徴収費でございますが、支出済額は324万7,417円でございます、保険税の賦課徴収に係る電算委託料等でございます。

次の3項1目の運営協議会費につきましては、支出済額12万5,800円でございます、国保運営協議会の委員報酬等でございます。

次の196ページをお開き願います。

2款保険給付費でございますが、支出済額は8億4,346万3,577円でございます、前年度比15.9%の増でございます。

このうち1項1目一般被保険者療養給付費におきましては、支出済額6億6,799万4,879円、前年度比15.6%

の増となったところでございます。これは、前年度と比べ通院、入院件数並びに給付費単価が増加したことによるものであります。2目退職被保険者等療養給付費につきましては、支出済額7,217万3,841円でございます。前年度比9.3%の増となったところでございます。これは、退職被保険者の増とともに高額な給付があったことによるものでございます。3目一般被保険者療養費でございますが、支出済額530万7,231円でございます。前年度比0.9%の減となったところでございます。4目退職被保険者等療養費でございますが、支出済額63万8,512円でございます。前年度比22.8%の減となったところでございます。

次の198ページをお開き願います。5目審査支払手数料でございますが、支出済額255万5,407円でございます。件数では5万568件分でございます。

2項高額療養費でございますが、支出済額は9,153万3,707円でございます。1目一般被保険者高額療養費におきましては、支出済額8,080万9,134円となりまして、前年度比30.9%の増となったところでございます。2目退職被保険者等高額療養費におきましては、支出済額1,071万2,088円でございます。療養給付費と同様に前年度比28.2%と大幅な増加となったところでございます。3目の一般被保険者高額介護合算療養費では、支出済額1万2,485円でございます。2件の支給でございます。

次の200ページをお開きいただきます。

3項移送費につきましては支出がございません。

次の4項1目出産育児一時金でございますが、支出済額は246万円でございます。1件39万円の支給が2件、42万円の支給が4件、合わせて6件分の支出でございます。

5項1目葬祭費でございますが、支出済額は80万円でございます。1件5万円で16件分でございます。

次に、3款後期高齢者支援金等でございますが、支出済額は1億3,667万9,278円でございます。後期高齢者医療制度に対して、これはゼロ歳から74歳の現役世代からの支援として、各医療保険制度から支出するものでございまして、制度の約4割相当を担うものでございます。

次の202ページをお開き願います。

4款前期高齢者納付金等でございますが、支出済額は14万2,646円でございます。これは、被保険者の65歳から74歳の偏在による保険者間の不均衡を、各保険者間の当該年齢の加入者数に応じて調整するものでございます。

5款老人保健拠出金でございますが、支出済額は7,107円でございます。次、204ページのほうをお願いいたします。2目事務費拠出金のみの支出でございます。

次の6款介護納付金でございますが、支出済額は6,444万9,242円でございます。これは介護保険制度において、各医療保険加入者の40歳から64歳の保険料から拠出するものでございまして、介護保険制度では支払基金交付金として3割を担うものでございます。

7款共同事業拠出金でございますが、支出済額1億1,004万4,924円でございます。1目の高額医療費拠出金につきましては、支出済額1,869万4,381円でございます。

次の206ページをお開き願います。3目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、支出済額9,135万543円でございます。歳入の7款共同事業費交付金でご説明申し上げました事業にそれぞれ拠出したものでございます。

8款保健事業費でございますが、支出済額1,377万2,058円でございます。

1項1目特定健康診査等事業費といたしまして、支出済額766万2,036円でございます。国保加入者を対象として事業を実施したところでございます。

2項1目保健衛生普及費でございますが、広報紙、医療費通知等にかかる費用といたしまして、支出済額53万3,060円でございます。

次の208ページをお開きいただきたいと思ひます。2目疾病予防費でございますが、支出済額557万6,962円となりまして、人間ドックの助成112件でございます。

9款基金積立金でございますが、支出済額1,954万9,000円でございます。条例積み立て分ほかでございます。なお、年度末の基金保有高は6,159万3,950円でございます。

次に、11款諸支出金でございますが、支出済額は913万1,401円でございます。一般被保険者に係ります過年度分の保険税の還付金のほか、次の210ページをお開き願ひます。精算によります国・県の負担金等の返還金でございます。

12款予備費については、支出はございません。

以上、歳出の合計は、支出済額12億2,453万9,331円、不用額4,132万1,669円となったところでございます。

次の212ページをお開きいただきたいと思ひます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額13億3,459万3,000円、歳出総額12億2,453万9,000円、歳入歳出差し引き額並びに実質収支額は同額の1億1,005万4,000円となりまして、翌年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

なお、次のページからの財産に関する調書以降の参考資料につきましては、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、認定第3号 平成24年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容につきましてご説明を申し上げます。

222ページになります。初めに、年度末の加入状況であります。1,773人ございまして、前年度比3人の増でございます。また、町の総人口の19.7%でございます。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

初めに、歳入の説明をさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、収入済額6,186万9,700円、収入未済額260万6,500円となったところでございまして、収納率は95.96%でございます。なお、1目特別徴収保険料につきましては、収入済額4,182万1,300円。2目の普通徴収保険料につきましては、収入済額2,004万840円となったところでございます。

2款繰入金でございますが、収入済額2,826万3,954円ございまして、制度に基づく一般会計からの繰入金でございます。保険基盤安定繰入金等でございます。

次に、3款繰越金でございますが、前年度からの繰越金で、収入済額は107万5,934円でございます。

次に、4款諸収入でございますが、収入済額213万6,110円ございまして、次の224ページをお開き願ひます。2項1目保険料還付金98万7,000円のほか、4項1目雑入といたしまして、広域連合からの事務費委託金、人間ドックの助成に係る長寿健康増進事業補助金で112万8,560円でございます。

以上、歳入の合計でございますが、収入済額は9,334万5,698円、収入未済額は260万6,500円となったところでございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。次の226ページをお開き願います。

1 款総務費の支出済額は167万2,774円でございます。

うち1 項1 目一般管理費は16万2,795円でございます、事務に係ります郵送料でございます。

2 項1 目徴収費でございますが、支出済額150万9,979円でございます。後期高齢者医療電算処理委託料及びシステム使用料等でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、支出済額8,971万9,854円で、広域連合への保険料等納付金でございます。

次に、3 款保健事業費でございますが、支出済額63万2,719円ございまして、人間ドックの助成金13件分でございます。

次の228ページをお開き願います。

4 款諸支出金でございますが、支出済額7万3,300円ございまして、1 項1 目の過年度分保険料の還付金及び2 目の還付加算金でございます。

5 款予備費につきましては、支出はございません。

以上、歳出の合計は9,209万8,647円、不用額333万5,353円となったところでございます。

次の230ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額9,334万6,000円、歳出総額9,209万9,000円、歳入歳出差し引き額並びに実質収支額は同額で124万7,000円となりまして、翌年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

なお、次ページからは参考資料でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上が認定第2号 平成24年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定第3号 平成24年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容でございます。よろしくご審議賜りましてご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで認定第2号及び3号の内容の説明は終わりました。

認定第4号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

〔保健福祉室長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、認定第4号 平成24年度長南町介護保険特別会計の歳入歳出決算認定の内容につきましてご説明申し上げます。

最初に、介護認定の状況と包括支援センター業務の内容につきましてご説明いたします。

平成24年度末現在の65歳以上の高齢者でございますが、3,030名でございます。高齢化率は33.7%となりまして、前年度より率で1.2%、人数で39名増加したところでございます。介護認定者は、前年度より18名増加しまして526名でございます。認定者のうち、何らかの介護サービスを利用されている方は86.7%に当たる456名でございます。サービスの内容別では、訪問介護や通所介護などの居宅サービスの利用者が309名、利用者

全体の67.8%を占めることとなります。また、特別養護老人ホームなどの施設に入所して施設介護サービスを受けている方は127名、全体の27.9%となっております。

次に、包括支援センターの業務でございますが、要支援者に対しますケアプランの作成件数は、新規・継続を合わせまして128件でございます。また、相談業務につきましては363件で、主なものといたしましては介護サービスについてが194件、認知症についてが35件、施設入所についてが15件でございます。また、介護予防事業として、高齢者の状況に合わせた3つの機能訓練教室を55回実施しておりまして、延べ310人の高齢者の参加があったところでございます。

それでは、事項別明細書により歳入の内容から説明させていただきます。238ページをお開きください。

まず、第1款の保険料は、収入済額1億7,185万5,600円、収納率は97.7%でございます。なお、現年度分の収納率は99.1%でございます。ここの不納欠損額28万7,500円は、死亡等による9名分の保険料でございます。

2款の使用料及び手数料は、収入はございません。

次の3款国庫支出金は、収入済額2億3,518万5,055円でございます。

そのうち1項1目の介護給付費負担金につきましては、収入済額1億6,300万3,500円ございまして、施設給付費分の15%、居宅分の20%相当分でございます。介護給付費総額の18.4%の交付になったところでございます。

2項1目の調整交付金は、収入済額6,848万2,000円でございます。75歳以上の後期高齢者の比率、所得水準に応じて交付されるもので、7.7%相当の交付となったところでございます。2目の地域支援事業交付金は、収入済額369万9,555円ございまして、介護予防事業費の25%及び包括的支援事業費の40%相当の交付となるものでございます。

240ページをお願いします。

4款の支払基金交付金、1項の支払基金交付金でございますが、収入済額2億6,793万2,000円。これは2号被保険者の保険料からの交付でございます。そのうち1項1目の介護給付費交付金につきましては2億6,675万2,000円、給付総額の30%相当の交付となるものでございます。2目の地域支援事業支援交付金は118万円、介護予防事業費の30%相当の交付となるものでございます。

次に、5款県支出金は、収入済額1億4,137万6,390円でございます。

そのうち1項1目介護給付費負担金につきましては、収入済額1億3,957万5,000円で、施設給付分の17.5%、居宅分の12.5%相当の交付となるものでございます。

3項1目地域支援事業交付金は、収入済額180万1,390円。国庫補助金と同様の区分によりまして、12.5%及び20%相当の交付となるものでございます。

242ページをお願いいたします。

6款の財産収入、1項1目利子及び配当金は、収入済額7,921円。これは介護給付費準備基金の利息でございます。

次に、8款繰入金は、収入済額1億8,983万5,000円でございます。

そのうち1項1目介護給付費繰入金につきましては1億1,497万9,000円、給付費総額の12.5%相当となるものでございます。前年度に対しまして20%の減になったところでございます。2目の運営費繰入金につきまし

ては、収入済額7,305万5,000円でございます。職員の人件費のほか、事業運営に係る経費になるものでございます。うち5,000万円は、急激な保険料の上昇を抑制するため特別会計に投入したものでございます。3目地域支援事業繰入金は、収入済額180万1,000円で、国・県同様の区分によりまして12.5%及び20%相当になるものでございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は、介護保険事業計画第5期の初年度につき繰入金はありませんでした。

9款繰越金は、収入済額3,559万2,130円でございます。前年度からの繰越金でございます。

次に、10款諸収入でございますが、244ページをお願いします。

2項の預金利子の収入済額1万6,501円ほか、4目の雑入につきましては、県財政安定化基金取崩特別交付金742万3円と通所型介護予防事業の利用料12万4,400円を合わせまして、754万4,403円となったところでございます。

以上、歳入の合計でございますが、収入済額10億4,934万5,000円、不納欠損額28万7,500円、収入未済額381万4,800円となったところでございます。

次に、歳出の内容をご説明申し上げます。246ページをお願いします。

1款総務費、1項1目の一般管理費は、支出済額2,192万4,351円でございます。職員の人件費のほか事業の運営に係る事務経費でございます。

2項1目賦課徴収費は、支出済額89万3,972円でございます。郵便料などの保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

3項1目認定調査等費は、支出済額649万1,872円でございます。主治医の意見書の作成手数料ほか、19節の介護認定審査会に係ります広域への負担金等でございます。

248ページをお願いします。

2款保険給付費は、支出済額8億8,800万2,608円でございます。

1項の介護サービス等諸費は、要介護と認定された方々への給付の内容でございます。このうち1目の居宅介護サービス給付費におきましては、支出済額3億1,317万2,907円で、前年度に対しまして0.8%の増となったところでございます。主な給付の内容でございますが、通所介護で1,778件、訪問介護で943件、短期入所生活介護で398件でございます。続きまして、2目の地域密着型介護サービス給付費におきましては、支出済額6,694万3,912円で、これは平成23年4月にグループホームが1施設、9床ですが、開設されたことによりまして増となったものでございます。給付の件数につきましては、グループホームの入所に係るもので259件ございました。次の3目の施設介護給付費におきましては、支出済額3億8,115万744円でございます。前年度に対しまして7.1%の減となったところでございます。これは、近隣の介護療養型医療施設の廃止により、療養型医療施設の利用者が66件から12件に大幅に減したものでございます。また、24年度では、老人福祉施設の入所者の入所退所の移動が多く、これも減の要因となったところでございます。主な給付は、老人福祉施設、俗に養護老人ホームと言われるものですが、これが994件、老人保健施設が501件、療養型医療施設で12件ございました。4目の居宅介護福祉用具購入費は、支出済額95万7,325円。これにつきましては、ポータブルトイレ等34件の給付ございました。

250ページをお願いします。5目の居宅介護住宅改修費は170万133円で、廊下の手すりの取り付けや段差解

消などの住宅改修18件分のものでございます。6目の居宅介護サービス計画給付費は、支出済額3,865万3,271円。これはケアプランの作成費3,086件分でございます。

次の2項介護予防サービス諸費は、要支援の認定を受けた方々の給付の内容になります。うち1目の介護予防サービス給付費は、支出済額1,660万8,912円でございます。前年度に比べまして17.7%の減となったところでございます。主な給付は、通所介護が173件、訪問介護が248件、また通所リハビリが107件となったところでございます。

252ページをお願いします。3目の介護予防福祉用具購入費は、支出済額6万9,634円でございます。シャワー椅子等の4件分という形になります。次に、4目の介護予防住宅改修費は、支出済額17万1,000円でございます。1件分のものでございます。5目の介護予防サービス計画給付費は、支出済額223万1,319円でございます。ケアプランの作成費517件分のものでございます。

3項その他諸費は、支出済額75万1,080円でございます。国保団体連合会への審査支払いを委託した1万2,518件分の審査支払手数料でございます。

4項1目高額介護サービス費は、支出済額1,841万6,071円でございます。これは、自己負担が負担限度額を超えた部分の給付でございます。1,757件分のものでございます。

254ページをお願いします。

5項1目の高額医療合算介護サービス費でございますが、これは平成21年度から運用された制度でございます。医療保険と介護保険の両方で自己負担があった世帯が対象となり、医療と介護の両方を合わせた自己負担額が定められた限度額を超えた部分が給付される制度でございます。支出済額314万6,860円で、119件分でございます。

次に、6項1目特定入所者介護サービス費は、支出済額4,402万9,440円でございます。これは低所得者に係る施設サービス等の食費、居住費について、負担限度額を超えた部分について給付したものでございまして、1,352件分でございます。

3款基金積立金でございますが、256ページをお願いします。1目の介護給付費準備基金積立金は、支出済額5,470万7,921円でございます。基金から生じる利子の7,921円と、介護保険料の剰余金470万円、介護保険料を抑制するための一般会計からの繰入金5,000万円を基金に積み立てたものでございます。

次の4款地域支援事業費は、包括支援センターの運営に係るものでございまして、支出済額は1,051万5,809円でございます。

1項1目の介護予防事業費は、支出済額219万4,024円で、介護認定を受けていない高齢者を対象とした2次予防事業として、基本チェックリストを送付して生活機能評価を行い、機能の低下があると思われる方に対して介護予防教室の実施及び1次予防事業として元気高齢者運動教室を実施したものでございます。

2項1目包括的支援事業等費は、支出済額832万1,785円でございます。包括支援センターの職員の人件費ほか、運営に係る事務費でございます。

258ページをお願いします。

5款の諸支出金は、支出済額3,251万5,574円、1項1目の保険料還付金57万1,000円のほか、3目の償還金では支出済額2,825万8,398円でございます。国・県支出金及び支払基金交付金の過年度分の返還金ござい

ます。

また、2項1目一般会計繰出金は、支出済額368万6,176円、これは過年度分の精算に伴います一般会計への繰出金でございます。

次の6款予備費は、支出はございません。

260ページをお願いします。

以上、歳出の合計は、支出済額10億766万6,263円、不用額が3,347万8,737円でございます。

262ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を引き、歳入歳出差し引き額につきましては4,167万9,000円。翌年度に繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も4,167万9,000円となりまして、この金額を翌年度に繰り越すこととなりますが、先ほど補正でも説明させていただきましたが、精算に伴う支払基金への返還金あるいは一般会計への繰出金、さらには国・県への返還金、これらの合計が2,850万円程度になる見込みでございますので、繰り越しはいたしますが有効に活用できる繰越金はおおむね1,320万円程度になるという見込みをしております。

次のページから、財産に関する調書、参考資料につきましては後ほどごらんいただければと思います。

以上で認定第4号 平成24年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして認定いただきますよう申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで認定第4号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後3時5分を予定しております。

(午後 2時50分)

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時05分)

○議長（松崎 勲君） 認定第5号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

〔地域整備室長 松坂和俊君登壇〕

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、認定第5号 平成24年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

最初に、霊園事業の概要についてご説明をさせていただきます。

霊園事業は現在、事業収入における霊園の維持管理を中心に墓所使用者の利便性の向上に向けた運営に努めているところでございます。墓所の使用状況でございますが、墓所の総区画数9,280区画のうち使用墓所は9,183区画で、使用率は99.0%の状況でございます。

それでは、決算内容の説明を申し上げます。272ページの事項別明細書をお開きいただきたいと思います。

歳入から説明をさせていただきます。

1款事業収入でございます。調定額5,919万2,890円、収入済額5,378万2,760円、収入未済額は541万130円で

ございます。1目の墓所使用料につきましては、調定、収入済額ともに1,437万6,000円。49区画分の墓所永代使用料でございます。2目の工事負担金でございますが、調定、収入済額ともに92万6,000円。墓所の唐櫃26区画分の工事負担金でございます。3目の墓所管理料でございますが、調定額4,111万7,090円、収入済額3,570万6,960円、収入未済額は541万130円でございます。4目施設使用料でございますが、調定額、収入済額ともに277万3,800円。内容につきましては斎場等の使用料でございます。

次に、2款財産収入でございますが、調定、収入済額ともに4万9,401円でございます。霊園内の土地の貸し付け収入、財産調整基金の利息等の内容でございます。

3款寄附金につきましては、収入はございません。

4款繰入金でございますが、次の274ページをごらんください。1目の財政調整基金の繰り入れといたしまして、1,150万5,000円の繰り入れをさせていただいております。霊園施設整備の工事費等に充てさせていただきました。

5款の繰越金でございますが、調定額、収入済額ともに243万1,332円。

6款の諸収入につきましては、調定額、収入済額とも9万9,493円でございます。内容につきましては、墓所使用許可証の再交付手数料等の内容でございます。

歳入合計で申しますと、調定額7,327万8,116円、収入済額6,786万7,986円で、調定に対します収入率は92.6%の内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。276ページをお願いいたします。

1款霊園総務費でございますが、予算現額5,234万8,000円に対しまして、支出済額5,172万6,335円でございます。主な支出につきましては、職員及び嘱託職員の人件費、霊園の管理組合への清掃管理委託、また一般会計への繰り出しの内容でございます。

2款の霊園施設費でございますが、予算額1,019万7,000円に対しまして、支出済額990万8,937円でございます。次のページをお開きいただきたいと思います。主な内容でございますが、墓所通路の暗渠排水、管理棟トイレの改修工事費等に支出をさせていただきました。

3款公債費、4款予備費につきましては、支出はございません。

以上、歳出合計でございますが、予算現額6,359万5,000円に対しまして、支出済額が6,163万5,272円、不用額が195万9,728円の内容でございます。

280ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額6,786万8,000円、歳出総額6,163万5,000円、歳入歳出差し引きの実質収支額は623万3,000円でございます。

次に282ページと283ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。283ページの右下の3の基金でございますが、笠森霊園事業特別会計財政調整基金でございます。決算年度末の現在高といたしまして4,732万3,000円の内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議いただきまして認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで認定第5号の内容の説明は終わりました。

認定第6号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、岩崎 彰君。

〔産業振興室長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興室長（岩崎 彰君） それでは、認定第6号 平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容につきましてご説明申し上げます。

初めに、概要説明を申し上げたいと存じます。

24年度末の加入状況でございますが、3地区合計で1,069戸、また、接続戸数につきましては851戸となりまして、接続率では79.6%となっているところでございます。農業集落排水事業は、平成15年度をもって3地区全て工事が完了して9年が経過したところでございます。適正な施設の維持管理に努めてきたところでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明申し上げますので、決算書の292ページをごらんになっていただきたいと思っております。

初めに、歳入でございますが、1款1項1目農業集落排水事業分担金におきましては、収入済額84万円で2戸分の加入分担金でございます。

2款1項1目1節の現年度分施設使用料でございますが、収入済額4,116万8,996円で、豊栄東部、芝原、給田地区の使用料と、睦沢町、長柄町の乾燥処理施設使用料でございます。2節は滞納繰越分施設使用料41万6,430円の収入でございます。滞納繰り越しにつきましては15名ございまして、そのうち14名分の収入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては、収入済額1億6,800万円でございます。

次に、4款1項1目繰越金におきましては、前年度繰越金106万3,851円となったところでございます。

次に、5款1項1目預金利子でございますが、3,511円でございます。

2項1目雑入では、次の294ページをお開きください。収入済額693万4,500円ございまして、圏央道工事に伴う排水管移設補償でございます。

歳入の合計でございますが、調定額2億1,899万3,448円、収入済額2億1,842万7,288円ございまして、収入済額におきましては対前年度比2%増となったところでございます。

続きまして、296ページ、歳出につきましてご説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費につきましては、職員の給与費でございます。支出総額は535万3,740円で、前年度と比較しますと13.3%の減でございます。2節から4節まで人件費でございまして、13節委託料は、農業集落排水使用料の電算委託料でございます。27節は公課費でございまして、自動車重量税及び消費税でございます。

次に、2款1項1目の施設管理費につきましては、支出済額4,598万2,826円、対前年度比6.3%増でございます。内容でございますが、11節の需用費1,902万6,312円につきましては、電気料のほかガス、水道修繕料でございます。次に、12節役務費の支出済額258万204円は電話料でございまして、中継ポンプが電話回線で接続されていることによるものでございます。13節委託料、支出済額1,649万8,768円につきましては、通常の汚水処理場維持管理委託料と、圏央道工事に伴う排水管移設工事の実施設計及び設計監理業務委託料でございます。15節工事請負費、支出済額785万9,902円につきましては、3地区の管路施設維持工事及び圏央道に伴う排水管

移設工事によるものでございます。

次に、3款1項公債費でございます。予算現額1億6,364万5,000円に対しまして、支出済額1億6,359万3,686円、不用額5万1,314円でございます。

298ページをお開きください。1目の元金、支出済額1億1,460万3,497円は、公営企業金融公庫財政融資資金からの借入金元金相当分の償還金でございます。2目利子につきましては、支出済額4,899万189円で、借入金に対する利子相当分の償還金でございます。

4款予備費につきましては、支出はございません。

歳出合計でございますが、予算現額2億1,867万3,000円に対しまして、支出済額2億1,493万252円、対前年度比0.9%の増となったところでございます。

次に、300ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額2億1,842万7,000円、歳出総額2億1,493万円、歳入歳出の差し引きが349万7,000円で実質収支額となったところでございます。

なお、次の302ページから財産に関する調書及び参考資料でございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認定第6号 平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の内容の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで認定第6号の内容の説明は終わりました。

認定第7号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、墨田好美君。

〔ガス事業室長 墨田好美君登壇〕

○ガス事業室長（墨田好美君） それでは、認定第7号 平成24年度長南町ガス事業会計決算認定についてご説明を申し上げます。

決算書は別冊となっておりますので、お願いをいたします。

最初に、決算内容の概況から説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。1概況、（1）総括の事項でございます。平成24年度末の需要家数は4,602戸で、前年度より5戸減となり、加入率では80.4%となりました。ガス販売量は、698万4,183立方メートルで、前年度実績に比較し5万1,050立方メートルの増、0.7%増となりました。ガス売上高は、5億1,211万2,748円で、前年度実績に比較し576万7,966円の増、1.1%増となりました。この主な要因は、工業用事業の増加によるものでございます。建設改良等の工事関係は、主に供給改善に伴う入れかえ工事を実施し、期末における本支管及び供給管の延長は39万3,575メートルとなりました。収益的収支の状況は、営業損益で473万4,427円の利益、営業外損益で770万5,695円の損失となり、297万1,268円の経常損失となりました。また、特別利益で過年度損益修正益1,070万795円、特別損益で過年度損益修正損785万6,690円を処理しました結果、12万7,163円の純損失とさせていただきます。

次に、10ページをお願いいたします。2の工事でございます。（1）建設改良工事の概況でございますが、

主な工事を記載しております。24年度は、白ガス管対策として企業債4,500万円を借り入れ、工事を施工いたしました。なお、工事費合計で21件分、1億271万9,400円の工事を執行いたしました。主に白ガス管入れかえ工事を2.3キロメートル実施いたしまして、白ガス管の残りは30.5キロメートル、率にして16.3%となっております。

次に、11ページをごらんください。3の業務でございます。(1)業務量でございますが、アの24年度末需要家戸数は4,602戸でございます。イの年間ガス購入量は716万2,957立方メートルでございます。これは、合同資源産業と関東天然ガスの2社より購入をしております。ウの年間ガス供給量は、家庭用など合計で698万4,183立方メートルでございます。次に(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項につきましては、収益的収支の税抜き決算額を記載しております。(2)の事業収入に関する事項の合計額5億580万2,264円から(3)の事業費に関する事項の合計額5億877万3,532円を差し引きますと、先ほど申し上げました経常損失297万1,268円となります。

4の会計、(2)企業債及び借入金の概況につきましては、当期の借入額が4,500万円、当期償還額2,791万6,682円、当期末残高が4億6,333万1,041円となっております。

次は、15ページをごらんいただきたいと思っております。収益的収入と支出の収益費用明細でございます。これは税抜き表示となっております。主なものをご説明いたします。

収入でございますが、1款ガス事業収益、合計では5億1,650万3,059円。そのうち1項1目ガス売上が4億8,775万1,838円。2項1目受注工事収益、これは内管工事費でありますけれども、1,596万5,392円です。件数でございますが、長南町が100件、睦沢町が50件で、合わせて150件となっております。4項1目の過年度損益修正益1,070万795円でございますが、国の事業監査において指摘を受けまして、未払い金834万4,601円、預かり金235万6,194円の内容を確認しました結果、未処理であったことから、過年度損益修正益として処理させていただくものでございます。

次に、支出でございます。

2款ガス事業費用の合計で5億1,663万222円でございます。1項1目ガス売上原価は、原ガス購入費で2億6,881万3,084円。2項20目の委託作業費1,535万7,254円は、メーター検針、ガス本支管漏えい検査、家庭などのガス器具調査等の委託料でございます。27目固定資産除却費266万4,570円。30目減価償却費1億2,350万9,472円でございますが、これは資本的収支の不足額の補填財源に充当する資金となるものでございます。3項一般管理費は、主に給料など人件費と財務会計などのパソコンリース料の支出でございます。4項営業雑費用、1目受注工事費用1,481万9,478円は、指定工事店に支払いました内管工事費でございます。6項1目過年度損益修正損785万6,690円でございますが、先ほどと同じく国の事業監査で指摘を受けたもので、未収金の計上額について内容を確認した結果、過去の不納欠損の金額が適正に処理されておらず、長年積み上がってきたものと考えられることから、過年度損益修正損として処理させていただくものでございます。

次に、16ページをお願いします。24年度の固定資産明細でございます。中ほどの欄になりますが、当年度末現在高は、土地、機械装置、導管及びガスメーター等を含め、計の欄58億9,910万1,713円。減価償却累計額は、累計で21億182万4,958円。そして年度末の償却未済額は、右の一番下の欄になりますが、37億9,727万6,755円でございます。

次の17ページでございますが、企業債の明細一覧表でございます。借入資本金は全部で25件でございますが、24年度末の未償還残額は、表の一番下合計欄でございますが、4億6,333万1,041円となっております。

次に、19ページ以降につきましては、参考資料といたしまして、長南町、睦沢町に分けましたそれぞれの内訳書を添付させていただいておりますので、これは後ほどごらんいただきたいと思います。

前に戻っていただきまして、1ページをお開き願いたいと思います。平成24年度長南町ガス事業会計決算報告書でございます。これ、税込みの表示となっております。

(1) 収益的収入及び支出でございます。収入では、1款ガス事業収益の決算額5億4,211万8,383円。下の表の支出では、ガス事業費用の決算額5億3,639万2,541円となっております。各項の内容につきましては、先ほどご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

次に、2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、1款資本的収入の決算額6,010万9,921円。1項企業債4,500万円。2項工事負担金1,510万9,921円。この負担金につきましては、広域水道、睦沢町等からの負担金でございます。

次に、支出でございます。1款資本的支出の決算額1億9,456万4,037円。1項建設改良費1億6,664万7,355円。2項企業債償還金2,791万6,682円でございます。なお、収入額が支出額に不足する額1億3,445万4,166円につきましては、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をさせていただくものでございます。

次、3ページをごらんいただきたいと思います。損益計算書でございます。24年4月から25年3月までの1年間のガス事業の経営状況を表したものであります。先ほどの1ページの収益的収入支出を税抜きで表示したものでございます。1の営業収益から2営業費用を引いた額が、左一番下の営業利益473万4,427円となっております。前年度比54万3,392円の増で、ガスの売り上げの増となっております。右側の中段あたりでございますが、営業外損失で770万5,695円となっております。先ほどの営業利益473万4,427円からただいまの営業外損失770万5,695円を引きますと、経常損失297万1,268円となります。その下の特別利益1,070万795円を加え、次の特別損失785万6,690円を引きますと、当年度純損失12万7,163円となります。前年度からの繰越利益剰余金4,366万9,746円から、当年度純損失12万7,163円を補填いたしますので、剰余金が減額となり、当年度末未処分利益剰余金4,354万2,583円とさせていただくものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。剰余金計算書でございます。この計算書は、資本金、剰余金を表したものでございまして、一番下の行に当年度末残高を記載してございます。左側から自己資本金3億9,692万2,433円、借入資本金4億6,333万1,041円、その次に補助金から工事負担金までが資本剰余金であり、中ほどになります合計で29億4,683万4,334円であります。その右側3番目でございますが、利益剰余金の当年度未処分利益剰余金が、先ほどの損益計算書で説明をいたしました4,354万2,583円であります。資本合計で、一番下の右の欄、39億5,691万5,958円となります。

次の5ページですが、剰余金処分計算書でございます。資本金であります自己資本金、借入資本金、次の資本剰余金、及び未処分利益剰余金のいずれも処分はいたしませんので、処分額はゼロ円であり、したがって処分後の残高に変わりはありませんということです。

次に、6ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。ガス事業の財政状態を明らかにするため、

25年3月31日現在で保有する全ての資産、負債、資本を総括的に表したものでございます。資産の部では、1の固定資産と2の流動資産を合わせまして、その下の二重線のところになります40億4,342万7,164円となっております。右側ですが、負債合計、資本合計を合わせまして、右側一番下の二重線になりますが、負債、資本合計で40億4,342万7,164円となっております。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、平成24年度ガス事業会計決算の内容のご説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで、認定第7号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から認定第7号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第9、議案第1号から日程第25、認定第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。日程第9、議案第1号から日程第25、認定第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑・討論・採決することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。明日、12日は、午前9時から会議を開きます。本日はこれで散会とします。どうもご苦労さまでした。

（午後 3時43分）